

LIBRA

2020年 5月号

〈特集〉

東京三弁護士会合同研修会

成年後見実務の運用と諸問題

〈インタビュー〉

第34回 東弁人権賞受賞 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

〈クローズアップ〉

2019年度 理事者の1年



リブラギャラリー

瞬景



磐越西線 野沢―上野尻 (通称)タラコ列車

ここは西会津の山間，人里離れて，奥深く。

水も，空気も，風も，全てが静寂に包まれ，空は雲一つない青空，背景には残雪の飯豊連峰。

千載一遇のチャンス，暦が変わった令和元年の初夏，究極の舞台が整いました。

今年はこんな景色を見に行くことが難しい状況になっています…。

2020年は，みんなが，うきうき，わくわくと，とても楽しいことが起こる予感に包まれて迎えた年でした。

それがこのような状況になると誰が予想できたでしょうか。

またこのような景色を見に行くことができるようになることを願ってやみません。

会員 五反 章裕 (63期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2020年5月号

特集

02 東京三弁護士会合同研修会 成年後見実務の運用と諸問題

インタビュー

22 第34回 東京弁護士会人権賞 受賞 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

クローズアップ

26 2019年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

- 32 ・シンポジウム「監視社会の問題点—テロリストが作られていく—」報告
・慶應義塾大学・三木浩一教授 講演会
「情報収集制度はどのように改革されるべきか」
・「民法(相続関連)改正講演会～法制審民法・不動産登記法部会の
検討課題もふまえて～」実施報告

連載等

- 31 今, 憲法問題を語る
第101回 憲法の生命力と73回目の憲法記念日 津田二郎
- 38 常議員会報告 (2019年度 臨時第4回/2020年度 第1回)
- 42 近時の労働判例
第84回 東京地判平成29年8月25日(グレースウィット事件) 松永成高
- 44 わたしの修習時代
改めて感謝 56期 東城輝夫
- 45 71期リレーエッセイ
理想の弁護士像 鈴木恭平
- 46 心に残る映画
『ズートピア』 吉永寛子
- 47 コーヒーブレイク
弁護士にとっての「YouTube」活用の可能性 関田真也
- 48 会長声明
- 50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 58 インフォメーション

東京三弁護士会合同研修会 成年後見実務の運用と諸問題

2019年12月16日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの浅岡千香子裁判官、戸畑賢太裁判官、島田壮一郎裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

本研修会は、東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、講師の方々には、成年後見制度利用促進基本計画に基づいて2019年4月から導入された本人情報シートの活用状況や実務上の扱い、同計画を踏まえた現在の東京家庭裁判所の運用等について説明していただいた。

講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができ、大変有意義なものだったが、今回の研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供し、今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった次第である。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

日 時：令和元年12月16日(月) 午後6時30分

場 所：弁護士会館2階 講堂クレオ

講 演：東京家庭裁判所判事 浅岡 千香子 氏
東京家庭裁判所判事 戸畑 賢太 氏
東京家庭裁判所判事補 島田 壮一郎 氏

CONTENTS

データ紹介	3頁
申立て	3頁
後見事務（監督事務も含む）	8頁
後見制度支援信託・支援預貯金	11頁
その他裁判所への質問	12頁
後見人等の選任	13頁
中核機関との関係	19頁
裁判所からのお知らせ	20頁

データ紹介

1 開始等事件の終局件数 (自庁統計による概数)

成年後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任について、平成31年1月から令和元年10月までの10か月間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約2633件であり、内訳は、後見開始が約1965件で全体の約75%、保佐開始が約443件で全体の約17%、補助開始が約131件で全体の約5%、任意後見監督人選任が約94件で全体の約4%となっている。うち認容されたものは合計約2530件で、約96%が認容により終局している。直近で令和元年11月までの数字が出たが、内訳の割合は10月までの数字と大きく変わらない。

昨年の同時期と比して、全体として開始事件はやや減少し、後見、保佐、補助、任意後見の内訳は、後見が若干減り、保佐、補助、任意後見がわずかではあるが増えている。ただし、これらの内訳は、申立時に申立人が選択した類型で統計を取ったものであり、実際に開始された類型の割合が上記数値どおりというわけではないという点にはご留意いただきたい。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成30年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1か月以内に終局したものが64.7%、3か月以内に終局したものが93.1%、6か月以内に終局したものが98.8%となっている。

3 開始時における成年後見人、保佐人及び補助人と本人との関係別件数

平成30年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人等の割合は26.5%、弁護士後見人等の割合は21.5%、司法書士後見人等の割合は34.0%、社会福祉士後見人等の

割合は8.4%となっている。なお、この統計では、本人1名について専門職と親族が1名ずつ選任されたとき(複数選任の場合)には、専門職1件、親族1件としてそれぞれカウントしている。

全国の統計数値は、裁判所のウェブサイトで公表されている。

申立て

1 本人情報シートの活用状況について

本人情報シートが添付されている申立件数や全体における割合等について教えていただきたい。

後見センターにおいては、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件並びに任意後見監督人選任事件について、申立ての際に診断書とともに本人情報シートの提出をお願いしている。

後見開始の審判事件等における本人情報シートの提出状況については、本人情報シートの運用が開始された平成31年4月1日以降に申し立てられた後見、保佐及び補助の各開始審判事件等並びに任意後見監督人選任事件のうち一定期間に終局したものについて、その総数とそのうちの本人情報シートが提出された事件数を集計した。

立川支部を除く東京家裁本庁における数値は、まず後見、保佐及び補助の各開始事件については、令和元年7月1日から同月31日までに終局した事件については、総数257件のうち、94件(36.6%)で本人情報シートが提出された。同年8月に終局した事件については、事件総数225件中95件(42.2%)、同年9月に終局した事件については、総数239件中110件(46.0%)、同年10月に終局した事件については、総数279件中160件(57.3%)、同年11月に終局した事件については、総数265件中142件(53.6%)で本人情報シートが提出された。

次に任意後見監督人の選任事件については、同年7月に終局した事件については、全6件中3件、同年

8月に終局した事件については8件中5件、同年9月に終局した事件については13件中7件、同年10月に終局した事件については5件中2件、同年11月に終局した事件については、9件中6件で本人情報シートが提出されている。概ね2分の1から3分の2程度の事件において、本人情報シートが提出されたことになる。

なお、上記の数値については、あくまで自庁統計による概数である。

2 鑑定・鑑定費用について

(1) 裁判所が診断書作成者以外の医師を鑑定人に指定するのはどのような場合か。何らかの基準はあるか。

鑑定人の指定については、家事事件手続法（以下「家事法」という）64条1項により民事訴訟法213条が準用されている。鑑定人となる者については資格等による限定はないが、後見関係事件の手続において鑑定を実施する場合は、本人の精神の状況について医学上の専門的知識を用いて判断することになるため、それにふさわしい方が鑑定人に指定される。実際には、医師、具体的には診断書作成医、または、その診断書作成医が紹介した医師を指定したり、あるいは、診断書作成医とは関係のない第三者である医師を指定することもある。

鑑定人の指定に関して裁判所において特別な基準はないが、東京家裁では、申立ての際に診断書とともに付票の提出をお願いしているため、指定の際にはその付票を参照している。付票には診断書作成医が鑑定を依頼された場合に引き受けるかどうか等について記載していただくことになっており、診断書作成医が自ら鑑定を引き受けることはできず、かつ、紹介する医師もないという場合には、裁判所が第三者である医師を選び指定することになる。

診断書の付票において、診断書作成医が本人の主治医であって、その診断書の付票において自ら鑑定を引き受けるとしている場合、あるいは、その診断書作成医が紹介する医師がいるという場合には、通常は、

日頃から本人の状態をよく把握しておられる主治医や主治医から紹介を受けた医師を鑑定人に指定することになる。

ただ、上記のように診断書作成医に鑑定を引き受けてもらえる場合であっても、個別具体的な事情を踏まえて、裁判所が第三者医を鑑定人に指定することもある。例えば、評価が難しい疾患を有している本人について、専門医でない医師が作成した診断書が提出されているような場合には、精神科医である第三者医を鑑定人に指定するということが考えられる。あるいは、親族間対立が非常に激しくて、申立人が依頼した診断書作成医も申立人と結託して後見を開始しようとしているなどという主張がされている、あるいは、そのような主張が予想されるような場合には、第三者的立場の医師による鑑定を実施した方が円滑な進行を図ることができるかと判断して、第三者医を鑑定人に指定するということがある。そのほかにも裁判官の個別判断により、個々の事案に応じて適切な鑑定人を指定している。

(2) 鑑定費用はどのように決まっているのか。どのようなケースだと鑑定費用が高額となりやすいか。

鑑定人に支給すべき鑑定料及び鑑定に必要な費用については、民事訴訟費用等に関する法律26条に規定があるとおり、裁判所が相当と認めるところによるとされている。一般的には鑑定料の額を裁判所が決定するに当たっては、仕事の成果、仕事の難易、これに要した労力、時間などが総合的に考慮される。また、鑑定に必要な費用の額については原則として実費額であるとされている。

実際の運用としては、まず、診断書作成医を鑑定人に指定する場合には診断書の付票に鑑定料をいくらで引き受けるかを記載する欄を設けているため、診断書作成医がその欄に記載した金額を鑑定料としている。また、裁判所が診断書作成医とは別の第三者医を鑑定人に指定する場合、その第三者医に個別に確認をして鑑定料を定めている。

(3) 本人情報シートの提出がないと鑑定になりやすいということはあるか。鑑定の要否を判断するに際してどのような資料や要素を重視しているか。

まず、鑑定の要否に関する法の規律を見ると、後見開始及び保佐開始の審判をするためには、原則として、本人の精神の状況について鑑定をしなければならないとされている（後見につき家事法119条1項。保佐に関しては同133条が準用）。もっとも、明らかに鑑定をする必要がないと認められるときには鑑定を省略することができる（後見につき、同法119条1項ただし書。保佐に関しては同法133条が準用）。

次に、本人情報シートについては、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において検討が促され、最高裁判所事務総局家庭局において検討の上、導入された。本人情報シートの位置付けについては、診断書を作成する医師に、本人の判断能力についてよりの確に判断してもらうためには、本人を支える福祉関係者から医師に対し、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で、本人の生活上の課題を伝えることが有益であるという考え方から、本人を支える福祉の関係者において、本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成してもらえるように本人情報シートの書式が作成されたとの説明がなされている。また、後見等開始の申立ての際に本人情報シートが提出された場合には、本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるという説明もなされている。

上記を前提に鑑定の要否を判断する際の考え方について説明すると、明らかに鑑定をする必要がなく、鑑定を省略することができる場合というのは、鑑定に代替するような医師の判断があるような場合であり、具体的には申立人の提出する診断書等から、後見であれば、本人が事理を弁識する能力を欠く状況にあると判断できる場合、保佐であれば、本人が事理を弁識する能力が著しく不十分であると判断できる場合がこれに当たると考えられる。

本人情報シートは医師が診断書を作成するに当たり、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにするための方策として導入されたものであるため、診断書を作成する医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。それ故、鑑定の要否の判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

ただ、鑑定の要否を判断するための補助資料として、本人情報シートを利用することはある。提出された診断書の内容に矛盾があるように見受けられるなど、問題があると考えられる事案において、本人情報シートの記載内容と照らし合わせて検討した結果、鑑定の実施が不要であると考えられるケースもあるし、反対にやはり鑑定の実施は必要と考えられるケースもある。これはケース・バイ・ケースの判断ということになる。

3 後見類型の判断の具体的な方法について

(1) 後見類型（後見・保佐・補助）の判断にあたり、長谷川式認知症スケール（HDS-R）、ミニ・メンタルステート試験（MMSE）などの点数をどのように考慮しているのか、東京家裁において基準となる考え方はあるか。

裁判所は、申立てがあった場合にその申立てが認められるか否かを判断するところであるため、類型判断といっても、基本的には申し立てられている類型に該当するかどうかを判断するのみである。

また、後見開始又は保佐開始の事案において、法律の原則どおりに鑑定を実施する場合、鑑定人が本人を診察する際に必要に応じて各種検査を実施して、その結果も踏まえて鑑定主文を導くことになる。したがって、その場合には、基本的には鑑定主文に示された結果を踏まえて、類型判断をするので、各種検

査の点数というのは前面に出てこない。鑑定によって申立てに係る類型と異なる類型に該当すると判断される場合には、申立ての趣旨変更の検討を裁判所から促している。このため、類型判断と各種検査の点数で問題になるのはもっぱら鑑定を省略する場合であると思われるため、その場合における類型判断と各種検査の点数との関係について、大まかな考え方を述べる。

まず、後見等の原因となる精神上的の障害には、診断書書式に記載されている長谷川式認知症スケールやミニ・メンタルステート試験といった検査の点数を参考にできる類型と参考にできない類型があると考えられる。例えば、認知症であればこれらの検査の点数を類型の判断の参考にすることもできるが、統合失調症であれば、検査の点数と判断能力との関連性は弱いと考えられるため、直ちに類型判断の参考にすることはできないと考えられる。

そして、各種検査の点数を類型判断の参考にできる類型の精神上的の障害、例えば、認知症を理由に申立てがされている場合については、甚だ抽象的な説明となってしまうが、診断書のその他の記載、例えば、所見欄、あるいは、判断能力についての意見の欄、判定の根拠の欄などの記載も併せて考慮して、類型判断を行っている。

また、診断書などの記載から申立てに係る類型とは異なる類型に該当すると判断される場合であっても、直ちに裁判所から申立ての趣旨変更の検討を促すのではなくて、法律の原則どおり、鑑定の実施を検討するのが通常の流れとなる。

(2) 本人情報シートの情報は、後見類型の判断において、どの程度の比重をもって考慮されているのか。例えば、HDS-RやMMSEの点数がある程度高くても、本人情報シートに記載された情報によって後見相当とされる場合があるか。

本人情報シートが類型判断においてどのように使われているかについても、鑑定を省略する場合がもっぱ

ら問題になると思われるため、これを念頭に説明するが、結局のところ、鑑定の要否の判断と同じである。

繰り返しになるが、本人情報シートは診断書を作成する医師に判断資料を提供するための方策として導入されたものであるため、医師は本人情報シートの情報を踏まえて、診断書に判断能力についての意見を記載しているはずである。したがって、類型判断については、本人情報シートが提出されている事案でも基本的には診断書を参考にしている。

4 申立手続に関する問合せの対応について

親族や支援者（専門職以外）が申立手続に関して問合せをした場合、裁判所はどのような対応をしているのか。専門職や中核機関へ相談を促しているのか。

申立手続について教示を求める親族や支援者であって専門職ではないという方に関しては、後見センター窓口において手続案内を実施している。受付時間は、開庁日の午前9時半から11時半まで及び午後1時から4時までとなっている。

手続案内では、次のような内容を来庁者1組当たり20分程度の時間をかけて説明している。

(ア) 申立権、(イ) 管轄、(ウ) 取下げ制限、(エ) 裁判所への提出書面として医師作成の診断書が必要であること、診断書の作成は専門医に限らず、かかりつけの医師でも可能であること、(オ) 診断書からでは判断能力の程度に関する審査が困難である場合、あるいは、本人が手続に反対している場合、手続に反対する親族が存在する場合などについては専門医による鑑定を行う場合があること、(カ) 鑑定する際には申立人から鑑定人の費用を予納してもらう必要があり、鑑定費用は鑑定人により異なるが、10万円から20万円が目安となること、(キ) 誰を後見人に選任するかについては、裁判官の職権により判断され、希望する人物が後見人に選任されなかったことを理由に不服申立てをすることはできないこと、(ク) 不動産売却や遺産

分割、施設の入所といった申立ての理由が解決しても後見は終了せず、本人の判断能力が回復するか、あるいは、本人が死亡するまで後見が続くこと。

なお、電話で問い合わせをいただくこともあるが、その場合、管轄や申立書式の取得方法、来庁して手続案内を希望する場合の来庁時間、面接予約が必要か否か、自宅最寄りの推進機関の電話番号などは伝えているが、可能な限り、来庁して手続案内を受けるように伝えている。

また、来庁者には、申立書式一式、成年後見等申立ての手引、成年後見制度のパンフレット、マイナンバーの注意書き、後見制度支援信託及び後見制度支援預金の仕組みに沿った商品を提供している金融機関一覧などの書類を交付しているほか、東京都から提供を受けている成年後見制度に関する推進機関の相談業務や都内の社会福祉協議会等の連絡先一覧が記載されたチラシを交付している。

親族や支援者の中には、手続案内を受ける前から当センターの「後見サイト」をはじめとする各家裁のウェブサイトや、裁判所以外の各種ウェブサイトや書籍等をご覧になってある程度知識を有している方もいるが、後見等の申立てをするべきかどうかを決めかねていたり、あるいは、裁判所での手続案内を受けて、自分自身で手続を進めることに不安を覚えるという方もいる。

そのような方については、窓口や電話において専門職や社会福祉協議会への相談を勧めており、特に社会福祉協議会については、上記の東京都提供のチラシを用いるなどして相談を勧めている。

5 後見等開始審判申立ての 取下げについて

(1) 後見等開始審判申立ての取下げについて、許可されている件数、不許可となった件数について教えていただきたい。

成年後見、保佐、補助の開始及び任意後見監督人選任の各事件において、本年1月から11月までの

間の取下げ許可の件数（立川支部を含まない本庁のみの数値で自庁統計による概数）は、合計で約33件となる。取下げ不許可となった件数については統計を取っていないため、具体的な数値を示すことはできない。

次に、取下げが許可される場合について、法の規律を見ると、成年後見開始審判申立事件においては、家事法121条柱書にあるとおり、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができないとされている。この規律は保佐開始及び補助開始の各事件においても準用されており、任意後見監督人選任の事件においても、同法221条に同様の規律がある。

同法121条の文言からは家庭裁判所の許可は必要ということは分かるが、許可の実体的要件は必ずしも明らかでない。書籍などでは、立法趣旨について、自らが成年後見人となることを希望して申立てをした申立人が、成年後見人に選任される見込みがないことを知って、その申立てを取り下げることがあり、その結果、後見を開始するための要件が充足しているにもかかわらず、後見開始の審判をすることができないことは、公益性の見地や成年被後見人となるべき者の保護の観点から看過できないというような説明がなされている。

このような考え方を踏まえると、公益性と本人保護の見地から取下げを認めたとしても問題ないと考えられる事案においては、取下げを許可するのが相当だと考えられる。

(2) 取下げが許可されるのはどのような場合か。

具体的な許可の例は、まず、後見等開始の蓋然性が高くない場合がある。例えば、申立てにかかる本人の判断能力が回復したというような場合には取下げが許可されることになると思われる。ただし、後見開始の申立てがあつて、鑑定の結果、保佐相当との心証を裁判所が抱いた場合には取下げを許可するというよりは、保佐開始の申立てに趣旨変更の検討を促すというのが通常であり、直ちに取下げを許可することにはならないと考えられる。

次に、当初の申立人に比してより本人に近い親族が申立てをしたことにより申立てが競合しているような事案が考えられる。このように当初の申立人が申立てを維持する必要がなくなった場合、立案担当者の解説などにおいて、取下げが許可される例として挙げられている。

このような例のほかにも、個別具体的な事情を踏まえて、公益性や本人保護の観点から取下げを認めても差し支えないと考えられる事案においては取下げを許可することになる。家事事件手続規則78条1項には、後見開始の申立ての取下げをするときは取下げの理由を明らかにしなければならないと定められている。その理由の中で公益性や本人保護の観点から取下げを認めても差し支えないといえる事情を説明していただく必要がある。

後見事務（監督事務も含む）

1 郵便物の回送嘱託について

(1) 郵便物の回送嘱託につき、申立件数、認容件数を教えていただきたい。

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託、いわゆる回送嘱託の審判申立事件の平成30年12月から令和元年11月までの期間の本庁のみ（立川支部を含まない）の自庁統計の概数の内訳は、既済件数（上記期間に終了した件数）が153件、申立件数（上記期間に申立てのあった件数）が149件である。

この既済件数153件のうち、終局理由の内訳は、認容によるものが112件、取下げによるものが39件であり、その他の理由による既済事件が2件ある。

(2) 取下げ件数は減っているか。

成年後見事務の円滑化法が施行された後1年間（平成28年10月から平成29年9月までの期間）の数値は、既済件数190件のうち、終局理由が認容

によるものが140件、取下げによるものが50件であった。

既済件数自体が減少しているため取下げ件数も数字上は減少しているものの、既済件数に占める取下げ件数の割合は、平成28年10月から平成29年9月までの期間が約26.3%であり、平成30年12月から令和元年11月までの期間が約25.5%であり、それほど変わらないという評価もできると思われる。

(3) 郵便物の回送嘱託申立てに関して留意すべき事項はあるか。

しばしば問題になるのは、回送嘱託の必要性である。回送嘱託の必要性に関しては、民法860条の2第1項で「成年後見人がその事務を行うに当たって必要がある」と認めるときに回送嘱託ができると規定されている。この必要性については、回送嘱託が本人の通信の秘密を制約するものであることや立法時の議論などを踏まえて、かなり限定的に解釈を行っている。

具体的には、成年後見人が任意の方法では本人宛の郵便物等の存在や内容を十分に把握することができず、そのことにより後見事務の遂行、つまり、適切な財産管理に支障が生ずるような場合に限って必要性が認められると解釈している。

そのため、回送嘱託の申立てにあたっては、この財産管理上の必要性を成年被後見人が置かれている状況に応じて説明する必要がある。

その必要性については、本人の生活状況等により、ある程度の類型化が可能と考えており、申立書式は、そのことを前提としている。すなわち、本人の生活状況等を、本人が自宅で独居している場合、本人が施設に入所又は病院に長期入院しているような場合、本人が親族と同居している場合の概ね3つの場合に分けて、それぞれの場合に応じてどのような理由で郵便物の管理が困難であるかを説明する書式となっている。

特に、本人が施設に入所又は病院に長期入院をしている状況で回送嘱託申立をする場合には注意が必

要と考えており、任意の方法で郵便物の転送を受けることができないかどうか、十分検討していただく必要があると思われる。この検討が不足していると判断して、申立理由の補充を依頼する事案もまま見られるところである。

上記の任意の方法としては、成年後見人が本人の居所である施設又は病院に本人宛郵便物を転送するように日本郵便に転送届を提出し、施設が本人宛の転送郵便物を受領・管理して、成年後見人が本人を訪問した機会に施設から成年後見人に郵便物を引き渡すという方法が考えられる。このような方法であれば、後見人は任意の方法で郵便物を管理することができるため、任意の協力態勢を取ることができないかについて検討していただく必要があると考えている。

このような協力態勢への対応の可否は、施設や病院によって異なるようである。そのため、回送嘱託申立てをする際には、成年後見人において、施設や病院に問い合わせ、そのような協力態勢を取ることの可否を個別に確かめて、裁判所に報告をする必要があると考えている。一旦申立てがされた後、上記のような協力態勢を取ることができないか裁判所から成年後見人に検討を依頼し、成年後見人から施設や病院に確認をしたところ、そのような協力態勢を取ることができたため、回送嘱託申立てが取り下げられたという例も見られる。

また、回送嘱託の必要性に関して、後見センター作成書式には、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回の申立て、又は、再度の申立ての場合について、それぞれ具体的な事情を説明する欄を設けている。

成年後見人に選任されてから1年以上経過しているような場合、初回報告があり、場合によっては第1回目の定期報告も経ているため、成年後見人は通常は本人の財産関係を把握しているはずであると考えている。それにもかかわらず、回送嘱託の必要性がある場合は、それまでの間、財産や収支の管理やその把握について何らかの支障が生じていたような場合に限られると考えられる。そのため、成年後見人に選任されてから1年以上経過した後に初回の回送嘱託

申立てを行う場合にはどのような支障が生じていたかという点について、具体的な事情を説明していただく必要がある。

1度回送嘱託が認められると、成年後見人は本人の郵便物の回送を受けることができる。それによって本人の財産状況を把握して、具体的には郵便物の差出人に連絡を取り、以後は本人ではなく、成年後見人宛に郵便物を送付するように求め、それで管理をするということが考えられる。したがって、原則6か月間の回送を1度受けた後、再度の申立てをする場合には、成年後見人は、その初回の6か月間の回送期間の間に財産や収支の状況を把握できなかった具体的な事情を説明していただく必要がある。再度の申立ての必要がある場合というのはそれほど多くはなく、特に1年以上の回送、つまり、再々度申し立てた場合に、その必要性があることはほとんどないのではないかと考えている。

2 死後の財産引継ぎについて

後見監督人は、遺言書の内容に基づいて財産が引き継がれることを確認する必要があるか。

本人死亡後の後見人等による財産の引継ぎは、財産の正当な権利承継者や管理者に対して行う必要があるといえる。したがって、本人の遺言書が存在する場合には、後見人等は、遺言書の内容を確認した上で、その内容に従って引継ぎを行う必要がある。

遺言書が存在する場合、その遺言書には、遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者が指定されている可能性がある。その場合、後見人等においては、遺言書において指定された財産の正当な権利承継者や管理者であるところの遺言執行者、指定相続人あるいは包括受遺者に対する引継ぎを行う必要がある。

したがって、監督人の監督業務においても、後見人等によって遺言書の内容に沿った財産引継ぎがなされたことを、きちんと確認する必要がある。

3 親族による記録の閲覧謄写について

親族が、後見記録の開示を求めて謄写申請をした場合、開示に関して、何か基準等があるか。その際、後見人に意見照会をするか。後見人に意見照会をする場合、後見人の意見は、どの程度考慮されるか。

家事審判事件の「当事者」から当該事件の記録の閲覧謄写請求がなされた場合、裁判所は原則として、これを許可しなければならない、一定の例外的事情がある場合に限り、許可しないことができるとされている（家事法47条1項、3項、4項）。

この場合の例外的な不許可事由（家事法47条4項）としては、①事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがあると認められる場合、②当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがあると認められる場合、③当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又は名誉を著しく害するおそれがあると認められる場合、④事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に閲覧謄写を許可することを不適当とする特別の事情があると認められる場合が規定されている。

これに対し、「当事者」ではなく、「利害関係を疎明した第三者」から閲覧謄写請求がなされた場合には、「相当と認めるとき」に限り、これを許可することができる（家事法47条5項）。

なお、後見等関係事件においては、通常、「相手方」の存在を觀念し得ないので、ここにいう「当事者」とは、当該事件における申立人および参加人（家事法41条、42条）を指している。また、後見等関係事件には、開始申立事件（基本事件）のほか、報酬付与申立事件、居住用不動産処分許可申立事件、辞任許可・選任申立事件、監督処分事件など、様々な事件が含まれている。したがって、ひとえに後見等関係事件といっても、当然ながら、その事件ごとに申立人が誰かは異なっている。また、職権立件事件の

場合にはそもそも申立人が存在しない。したがって、閲覧謄写を請求する者が、「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかは、閲覧謄写請求の対象となるのがどの事件の記録なのかによって異なってくる。

本人の親族から記録の謄写請求があった場合には、記録の謄写請求の対象となる事件がどのような事件なのかに応じて、当該親族が「当事者」と「利害関係を疎明した第三者」のいずれに該当するかを判断した上、前述の家事法47条の要件に照らして、事案に応じた個別判断を行っていくということになる。

また、許可するか否かの判断に際して、後見人等に意見照会を行う場合もあり、その場合は、後見人等の意見も考慮した上で判断を行っている。ただし、当該意見照会を行うか否か、あるいは、どの程度その意見が考慮されるのかについては、事案の内容に応じた個別判断という側面があり、一般論を述べることは難しい。

4 定期報告外の報告を要する場合について

どのような場合に、定期報告ではなく、臨時の報告をすべきか。例えば次のような場合、その都度、報告したほうがいいのか。監督人が選任されている場合はどうか。

- ・入院した場合
- ・大きな財産変動があった場合（不動産や株を売却した、相続したなど）
- ・訴訟による和解が成立したなどの場合
- ・住所を変更した場合

(1) 臨時報告の要否について

東京家裁後見センターにおける現在の運用として、定期報告のほかに、連絡票によって、その都度、裁判所に報告いただきたい事項一般については、『成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q&A付き）』に記載しているので参照していただきたい（後見サイトに掲載あり。常に最新版をチェックいただきたい）。

後見制度支援信託・支援預貯金

1 専門職関与の要否について

親族後見人のみの場合、後見制度支援信託を利用する場合には信託等後見人の選任が必要となると理解しているが、後見制度支援預貯金の場合には専門職の関与なしに利用できるか。

東京家裁後見センターにおける現在の運用を述べると、後見制度支援預貯金については、平成30年6月の当庁における後見制度支援預金の運用開始後、現在に至るまで、管理継続中の事案（いわゆる「継続事案」）のうち、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当と認められる事案について、専門職の関与を不要とする旨の運用を行っている。

他方で、後見開始直後のいわゆる「新規事案」に加え、「継続事案」のうち、本人の収支状況が不安定であるとか、親族後見人の理解力などの事情に鑑み、親族後見人において単独で支援預貯金の利用を検討することが相当ではないと判断される場合には、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。

なお、親族後見人が後見制度支援信託を希望する場合には、現状、「新規事案」か「継続事案」かを問わず、一律、専門職の関与を必要とする旨の運用を行っている。ただし、後見制度支援信託を利用する際に専門職の関与をどこまで必要とすべきかという点については、現在、中央において専門職団体も交えた議論が続いていると認識している。当庁においても、親族後見人らの強い要望や、基本計画が掲げる不正防止の徹底と利用しやすさの調和の観点に鑑み、この点については、中央での議論の推移を見極めた上で、改めて検討したいと考えている。

2 商品・金融機関の選択について

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金に関して、どちらを選択すべきか、いずれの金融機

当該ハンドブックでは、定期報告外で裁判所への連絡が必要な場合として、①本人・後見人等の転居・死亡、②初回・定期報告の遅延見込み、③大きな財産（不動産等）の処分、④遺産分割・相続放棄、⑤多額の金銭受領（不動産売却代金、遺産、保険金等）、⑥高額商品（1件50万円以上の商品・サービス）の購入、⑦債務の返済・立替金の清算を挙げている。

ハンドブックでは、それぞれの場合について、裁判所がどのような点の説明をいただきたいか、どのような資料を求める場合があるかなどを記載した上、連絡票の記載例も併せて載せているので、定期報告外の連絡が必要になるかどうか迷った場合の判断の参考にしていただきたい。

(2) 説例の各場合について

ア 本人が入院した場合に、逐一報告する必要はない。ただし、入院が長期に及ぶなど、本人の居所の実質的な変更につながり得るような場合は、報告していただきたい。

イ 大きな財産変動があった場合（不動産・株の売却、相続等）は、その都度、連絡していただきたい。特に、大きな財産の売却の際には、契約前に事前の連絡、事後に入金の報告をそれぞれしていただきたい。

ウ 訴訟による和解が成立したなどの場合、和解の成立等によって、本人の資産に大きな変動が生ずる場合には、定期報告を待つことなく連絡していただきたい。

エ 住所を変更した場合、本人・後見人等のいずれの転居についても、住民票の写しなどを添付して、その都度、連絡いただきたい。

(3) 監督人が選任されている場合について

前述の定期報告外の連絡の要否の点は、監督人が選任されている場合であっても、事情は変わらない。その場合は、定期報告の際と同様に、監督人を通じて裁判所に対して報告していただきたい。

関を使うべきか、また複数の金融機関を使うことが可能かという点についての一般論。

後見制度支援信託に加え、後見制度支援預貯金の取扱金融機関の拡大に伴い、不正防止を目的とした同様のスキームによる口座開設の選択肢は増えつつある。

支援信託と支援預貯金のいずれを利用するのか、いずれの金融機関を利用するのか、また、複数ないしは数行の口座を設定するのか否かといった点については、裁判所としてはいずれも後見人の合理的裁量に任されているものと考えている。本人の預貯金の具体的状況や各支援信託・支援預貯金における取扱店舗・契約条件等には様々なバリエーションがあるので、後見人は、それらを踏まえて本人の利益の観点から適宜判断してよい。この点で、いわゆるペイオフの観点から、預金の安全を図るために、複数口座の支援信託・支援預貯金を設定することも、基本的に後見人の裁量の範囲内と考える。

もっとも、当庁では、後見人による預貯金管理につき、管理の透明性などの観点から、従前より、なるべく管理口座をまとめることを推奨してきているという経緯がある。当該趣旨は、支援信託・支援預貯金の場面でも否定されるものではない。したがって、事案の具体的事情に照らして、特段の必要性が認められないのにむやみに口座を増やすというやり方をしていると見受けられる場合には、裁判所の方から後見人に対して口座を増やす必要性について追加で説明を求めたり、場合によっては、相当ではないという判断からほかの選択を求めたりすることもあり得る。

その他裁判所への質問

付加報酬について

付加報酬について、付加をした場合としなかった場合の具体例を教えてください。

例えば、大規模修繕を行うこととなった場合に、その修繕にかかる請負契約を締結することは付加事情になるか。付加事情になるとして、契約の締結だけを行う場合と、現地で修繕にも立ち会う場合とで、付加の度合いは異なるか。

また、被後見人からの連日の電話に対応した場合やゴミ屋敷のゴミ撤去作業に立ち会った場合なども付加事情となるか。

(1) 付加報酬について

東京家裁後見センターにおける現在の運用を述べると、「付加報酬」とは、後見人等の職務遂行に際し、後見人等として通常行うことが想定されている業務の範囲を超えて行った行為（管理財産額に応じた基本報酬において評価されているとはいえない行為）について、当該労力の程度、それにより本人が得た利益（経済的に評価できる利益のみならず、経済的に評価し得ない利益も含む）などを考慮して、これを金銭評価するものである。

(2) 報酬付与申立事情説明書について

付加報酬を付与するか否かは、報酬付与申立書とともに提出いただく報酬付与申立事情説明書において、「□…について、付加報酬を求める」という欄にチェックがされ、その次頁以下において対象となる行為等が特定されている場合に、裁判所において検討の対象となるのが原則である。

報酬付与申立事情説明書の書式（東京家裁が現在提供しているもの）に挙げられている、①訴訟、②調停及び審判手続における対応、③遺産分割協議、示談等の手続外合意における対応、④不動産の任意売却、⑤保険金の請求手続及び⑥不動産の賃貸管理については、特段の事情がない限り、いずれも付加報酬の考慮対象としている。ただし、報酬付与申立期間中に本人が現に経済的利益を得ていない場合には、裁判官ごとの個別判断にもよるが、当該期間においては付加報酬として考慮せず、本人が現に経済的利益を得た時点で全体として付加報酬の対象として考慮することが多い。

その他、報酬付与申立事情説明書の「その他の行為」欄には、後見人等により、上記以外の財産管理や身上監護に関する様々な行為が記載されて報酬付与申立てがなされているのが実情である。その場合は、裁判官が、当該行為について、後見人等の通常業務の範囲を超えているか否かを、事案の内容に応じて個別に判断している（当庁の平成25年1月1日付け「成年後見人等の報酬額のめやす」に記載のとおり、身上監護等に特別困難な事情があった場合に、付加報酬の対象として考慮することとしている）。当該判断については、後見人等から付加報酬を求められる行為が様々であり、それぞれの事案に応じた個別判断という側面があることから、付加報酬を求められて付加した例と付加しなかった例を裁判所の側で整理してお伝えすることは困難である。

(3) 設例に対する回答について

設例については、前述のとおり事案に応じた個別判断による面があることから、一般的・類型的な回答は難しいが、考え方の方向性という限度において、以下のように考えられる。

ア 大規模修繕における請負契約締結や現地での修繕工事立会いについては、請負契約締結に先立つ事情調査、業者選定・条件交渉、裁判所への事前連絡等の一連の活動が必要と思われるので、通常は、請負契約の締結行為自体が、後見人等の通常業務の範囲を超えていると判断し得るものである。また、現地で必要とされる修繕工事への立会いを行ったというような場合には、更に労力を要したと評価できる。したがって、請負契約の締結をもって付加報酬の考慮対象とすることや、現地で必要とされる修繕工事への立会いを行った場合に、当該労力の程度を考慮して一定の範囲で付加の度合いを増すという余地は、十分にあると考えられる。

イ 被後見人からの連日の電話対応については、当該電話対応の内容や頻度に応じて、後見人等の通常業務の範囲を超える困難事情への対応をいただいたものとして、付加報酬の考慮対象とする余地は十分にあると考えられる。

ウ 「ごみ屋敷」におけるごみ撤去作業については、当該作業に係る請負等の契約を締結するほか、その請負業者等から、作業過程におけるもろもろの確認のために後見人等の立会いを求められるなど、作業過程への立会いが必要となる場合があると考えられる。後見人等が当該契約を締結し、かつ必要な立会いを行ったとすれば、通常は、当該契約締結及び立会いをもって後見人等の通常業務の範囲に含まれるものとはいえず、付加報酬の対象になり得るものと考えられる。

後見人等の選任

1 はじめに

(1) 最近の動き等

平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という）が平成29年3月24日に閣議決定された。

国の基本計画では、成年後見制度が社会生活上の大きな支障が生じない限り、あまり利用されていないことがうかがわれること、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されていること、後見人等を監督する立場の家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であることなどから、利用者がメリットを実感できていないケースが多いこと等を踏まえ、そのメリットを実感できる制度、運用への改善を進める必要があるとされている。

そのために様々な施策が打ち出されており、その中で、財産管理のみならず、意思決定支援、身上保護も重視した制度、運用とすることや、家庭裁判所が適切な後見人等の選任をすることができるための方策を検討するものとされている。

(2) 専門職団体と最高裁判所との議論状況及び情報提供

国の基本計画を受けて、平成30年6月以降、専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会）と最高裁判所との間で、後見人の選任の在り方などについて中央レベルでの意見交換が行われた。その結果、認識共有が図られた内容について、平成31年1月に、最高裁判所から全国の家庭裁判所に情報提供がなされた。主な内容は、①身上保護等の観点も重視した後見人の選任を行う、②中核機関、あるいは、専門職による親族後見人支援の必要性を確認する、③選任後も必要に応じて選任形態を柔軟に見直すことにする、というものである。

これについて、平成31年春頃の新聞報道等では、親族を積極的に選任するというような趣旨で報道されたが、要は、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合にこれらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいということであり、親族等の候補者が後見人にふさわしいかどうかは、個別に事案ごとに検討することが前提になっている。そのため、全ての事案で当然に親族を後見人として選任するというわけではない。

家庭裁判所が後見人を選任するに当たっては、その候補者、親族等が後見人に選任することが相当でない事情、例えば、親族間の対立の有無や、想定される課題の専門性、候補者の能力適性、不正防止の必要性などを勘案し、その親族等の候補者が本人のニーズ、課題に対応できるかどうかを検討していくことになる。その結果、当該事案で後見人としての適格性があると判断された場合、中核機関の支援が見込まれるときは、中核機関の支援の下に単独で選任されることが考えられ、中核機関の支援が見込まれないときには、必要に応じて専門職の関与が想定される。専門職の関与の仕方は、複数後見人として関与する場合も、監督人として関与する場合も想定される。

また、いったん後見人等を選任して後見等が開始

した後も、例えば、課題が解決した場合や、逆に新たな課題が発生した場合等には、後見人等の選任形態を柔軟に見直すことが前提となっており、必要に応じて、後見人の交代や追加選任等を行うこととなっている。

2 現在の東京家庭裁判所の運用

(1) 近年における親族後見人の選任件数の推移

近年、親族後見人の選任件数は増加傾向にあるか。親族後見人の選任割合は全体の何割くらいか。

ア 全国の統計数値（最高裁判所ウェブサイト）

親族が後見人等に選任された割合の全国の統計数値は、最高裁判所のウェブサイトに公表されている。これによると、現在の成年後見制度が始まった平成12年4月からの1年間では親族後見人の割合は9割を超えていた。しかし、5年後の平成17年度で79%、そのさらに5年後の平成22年（1月から12月の統計、以下同じ）は58.6%となっており、年々親族の選任割合は低下している。親族後見人の割合が50%を切ったのが平成24年であり、直近では平成27年が29.9%で3割を切っている。平成28年には28.1%、平成29年には26.2%、公表されている一番新しい数値である平成30年は、23.2%まで低下している。

冒頭で示した東京家裁管内のみの統計数値では、親族の選任割合が26.5%であり、全国平均の23.2%より若干高い数値になっている。

イ 補足説明

親族が20%台しか選任されていないということが、親族が後見人に選任されないというイメージの固定化につながっているとも思われるため、統計数値について、補足説明をしたい。

① 複数選任の統計上の処理について

複数選任の場合、本人との関係性が異なるものはそれぞれ1件ずつという形で複数計上されている。

平成30年の全国の統計上、認容で終局した件数は3万3864件であり（これは概ね本人数とイコールと考えてよいと思われる）、後見人と本人との関係別の選任件数の総数3万6298件との差（2434件）は、関係性の異なる複数選任であったことがうかがわれる。後見人と本人との関係性については、例えば、本人のきょうだいが2人選任された場合は1件としてカウントされるが、きょうだいと親だと別々にカウントしている等、若干複雑な扱いをしているため、必ずしも正確な言い回しではないが、複数選任の場合は専門職と親族のケースが多いことから、認容で終局した件数のうち、1人でも親族が選任された件数というのは概算で8428件（24.9%）程度ではないかと思われ、全国平均の親族後見人（23.2%）と比べて、若干高い数値になると思われる。東京家裁管内の数値で同じような計算をすると、1人でも親族が選任された割合は約28.7%となり、全国平均値より少し高くなる。

なお、統計の数値は、開始時のものである。後見等開始時に専門職が選任されて、その後、例えば、課題が解決したため専門職から親族にバトンタッチしたようなケースも専門職選任としてカウントされており、途中で親族に交代したケースはこの数値には反映されていない。また、専門職と親族との複数後見の場合は、専門職と親族とそれぞれカウントされるため、相対的には親族の選任割合が下がるということになる。新規信託案件のようなケースでは、東京家裁の場合は親族後見人と信託後見人の複数選任という形を取っているが、全国的に見た場合、新規信託事案で開始時には信託後見人（専門職）だけを選任し、信託が終わった後に親族後見人に交代するリレー方式の運用をしている家裁もあり、このような事案は、長期的、実質的に見ると親族後見人事案といってもよいと思われるが、統計上は専門職単独選任としてカウントされることになる。

いずれにしても、専門職がいったん選任されると最後までずっと就いているという固定観念、そのため親族がまったく関与できなくなるのではないかと

いう懸念が、制度の利用控えや専門職が選任されることに対する強い抵抗感につながっている事例もあるように感じており、専門職の関与の在り方として、必要なときに関わるものであるという説明を親族にしていくということも重要と考えている。

② 首長申立て・本人申立ての割合

後見等開始事件の申立人の内訳を見ると、平成30年の全国の統計数値では、市区町村長の申立て、いわゆる首長申立てが21.3%に上っており、首長申立ては年々増加傾向にある。また、本人申立ても全国の統計で15.8%あり、首長申立てと本人申立ての合計が37.1%になる。この種の事案は親族が候補者になることはまずない事案である。

実務上、親族が候補者となる事案は、親族が申立人であるものにほぼ限られている。親族申立ての割合は、平成30年の全国統計で全体の59.7%であり、もともと親族が候補者になり得る事案が約6割しかないといえる。

③ 親族申立てで第三者専門職を候補者とする申立て

また、親族の申立てではあるが、候補者は親族ではなく第三者専門職というケースがとても多いという印象を持っている。候補者の統計はないので、あくまで個人的な感覚の話になるが、おそらく東京家裁本庁では、親族申立て事案のうち、半分程度は専門職が候補者になっている事案という感触を持っている。

親族が申立人なのになぜ第三者専門職が候補者なのかという経緯については、家庭裁判所の方で個別に確認するようなことはしていない。そのため推測になるが、申立書類を見ると、申立人である親族自身が支援を要するような状態である場合や、本人と疎遠な親族が申立てをしており、申立てにはかろうじて協力が得られたが、後見人にはなれないという親族が多いためと思われる。

このような状況から、候補者となり得るような親族がいないケースでの成年後見制度の利用がなお多い、つまり、基本計画で指摘されているように、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後

見制度が利用されていないことの現れではないかということが推測される。身近な親族がいるような事案での申立てが増えると、この数値も変わってくるのではないかと考えている。

また、一方で、家族の在り方や考え方の影響、例えば、本人の方で親族の世話になりたくないという意向を有しているというケースもあり、親族の方が後見人を務めるだけの経済的、精神的、時間的余裕がないというケースもあると考えられる。

④ 候補者一任のケース

候補者が一任のケースは、全国的には必ずしもそうではないのかもしれないが、東京家裁本庁で見る限り、非常に少ないという印象がある。なぜ候補者一任なのかという理由までは確認していないため推測になるが、記録からうかがわれる事情からすると、親族間対立があるので最初から一任で申立てをするケースや、推進機関が事前の候補者調整をしたが、候補者のなり手が見つからないケースというのもあるように思われる。

(2) 専門職（名簿登載者）が候補者である場合

専門職（名簿登載者）が候補者として申立書に記載されている場合で、その候補者を後見人等を選任しない場合はどのくらいあるか。

その場合、選任しない理由にはどのようなものがあるか。

申立書の候補者欄に専門職の名前が記載されている場合は、裁判所が、例えば、ほかに親族に候補者となるような人がいないかどうか探索するような運用はしていない。また、なぜ親族が候補者にならないのかもあえて詮索はしていない。専門職の候補者をそのまま選任することが圧倒的に多い。

名簿登載の専門職候補者を選任しない場合の統計は取っていないため、件数や割合は分からないが、家裁後見センターの認識としてはレアケースである。

専門職候補者が選任されないケースとしてあり得るのは、親族間対立があり、申立人が立てた候補者で

ある場合、申立人の意向を汲んだ候補者であるという理由で、他の親族が反対しているというようなケースが挙げられる。もっとも、補助類型の場合は、本人がその候補者を希望している場合は、ほかの親族が反対していてもそのまま選任するというケースもあり、ケース・バイ・ケースではある。

また、これもレアケースで、厳密に言うとは候補者の変更というべきものであるが、手続を進める中で、申立人や本人が、申立段階から気が変わって、別の候補者でお願いしたいと述べることもある。

ところで、平成30年の全国統計で親族後見人が選任される割合は23.2%という状況であるが、前に述べたように、そもそも親族による申立てが全体の6割ほどしかなく、そのうち半分ぐらいは第三者専門職が候補者であると思われるため、親族を候補者とする申立ては3割くらいの印象である。その中で、候補者である親族を選任できないケースは全体の中では少ないという印象である。先ほど申し上げたとおり、東京家裁では1人でも親族後見人が選任された割合は約28.7%であり、親族の候補者はおおむね選任されていることになると思われる。また、推進機関や専門職が客観的な立場で関与して申し立てられた事例では、ほとんどのケースで適格性のある親族候補者が立てられていると認識している。

他方、親族の候補者が選任されない場合の典型例は、親族間対立が存在するケースであり、一定数が存在している。数の上では少ないが、紛争案件で対立が激しいので、親族の候補者が選任されなかった、あるいは、選任した第三者の専門職が自分の思うとおりに動いてくれない、という不満が出やすく、選任されなかった例として関係者に対して強い印象を残すことがあると思われる。

他に、親族の候補者が選任されないケースとして、東京家裁ではまれであるが、申立手続に専門職や推進機関が一切関与しておらず、自力で親族が申立てをした案件で、書類等に不備が非常に多く、裁判所のほうで説明をしてもなかなか手続が進まず、結局、候補者自身が、自分には無理ですと言って辞退するというケースもある。

親族間対立などの親族等後見人を選任することが相当でない事情がある場合は別として、そのような事情がない場合で、候補者の能力や適格性に不安があると感じられるケースの場合、最近の東京家裁の傾向としては、直ちにその人を選任しないのではなく、選任した上で、専門職との複数後見や、監督人選任という形をとることが多いと思われる。

もっとも、親族の候補者の適格性に問題があるケース、例えば、候補者親族が事実上本人の預金等を管理しているが、不自然に資金が流出している等の事情が認められるケースでは、親族の候補者を選任しないことがある。

3 後見人等選任の在り方

(1) 専門職の選任の在り方

親族後見人に対して、専門職が複数後見として選任されている場合と、後見監督人が選任される場合との違いについて、教えていただきたい。

平成30年6月から専門職団体と最高裁判所との間で中央レベルの意見交換が行われたが、その中で、専門職が後見人として複数後見という形で関与する場合と、監督人として関与する場合の違いについて、次のような説明がされている。

ア 親族等の候補者が、本人のニーズ、課題に対応できるかどうかを検討して、中核機関等の支援があれば対応できる場合は、親族を選任した上で、監督人を付し、又は親族単独の選任とする。

イ 中核機関等の支援があっても対応が困難という場合は、専門職等との複数選任にし、場合によっては専門職のみの単独選任とする。

ウ 「中核機関等による支援」とは、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合も含む趣旨である。

一般論としてはこのような説明でよいと考えているが、現場ではなかなかそのとおりにいかないこともあると思われる。

その理由の一つは、後見等の開始時点で、裁判所が候補者の能力、適性を見極めるというのはなかなか難しいという問題がある。必要な情報の収集に限界があり、しばらくの間、後見事務をしていただいて初めて分かることもあるため、いったんはいずれかの形で選任し、その後、初回報告、定期報告を見た上で、選任形態を見直すということがある。

もう一つは、専門職による支援の在り方に多様性があるということである。中核機関等による支援があれば親族において対応できる場合は監督人選任、という整理がされているが、親族が専門職との複数後見を希望しているようなケースでは、課題への対応力のある親族候補者であっても、あえて監督人にするのではなく、複数後見とする例が実際にある。監督人については、原則として自薦を認めない形で運用していることもあり、複数後見を親族が積極的に希望している場合は、複数後見にすることはあろうかと思われる。

(2) 申立段階の資産調査

申立段階における本人の資産調査は、どの程度する必要があるか。

例えば、区長申立ての場合、本人の資産状況の把握には限界がある。

裁判所が後見人を選任するに当たっては、本人のニーズ、課題を踏まえて、課題の難易度、候補者の能力、適格性、不正防止の必要性などを考慮するが、特に財産管理面におけるニーズ、課題に対応できるかどうかを検討するに当たり、本人の資産状況が手掛かりになる。そういう意味では、資産状況が的確に把握できていた方が望ましいといえる。また、保佐、補助類型では、代理権付与の申立てをされることがままあるが、代理権が必要かどうかに関しても、資産状況が不明だと検討ができない場合もあろうかと思われる。

そのような意味で、家庭裁判所としては資産状況の調査を原則としてお願いする、というスタンスになる

が、申立時における本人への支援体制の状況いかによっては、資産を把握することが容易でないというケースはあると考えられる。特に申立ての直前まで、行政、地域、あるいは、親族の支援の手が行き届いていないケースなどでは、申立時の財産目録や収支予定表がほぼ不明という形で申し立てられるケースもままある。

財産管理権のない申立人や支援者がその全容を調査するには時間も労力も掛かり、できないことも多いと思われる。調査に長時間を要していると、その間、本人が成年後見制度の保護のない状態のまま、長期にわたってその状態で置かれてしまうということになり、そのこと自体、望ましいことではない。そのため、調査に困難が予想されて、時間がかかるであろうものについては、選任後の後見人による調査に委ねる方がよいと考えられることもあると思われる。

そのように考えると、具体的にどこまでというところを示すのは非常に難しく、ケース・バイ・ケースの判断にならざるを得ないが、分かる範囲で調査していただき、分かっている範囲で開始選任の審判をして、初回報告で判明した資産状況に応じて、選任形態を見直したり、場合によっては必要な代理権付与の追加をしていくというようなことが現実的な対応であると思われる。

4 監督人に求められる役割

(1) 最近の動き

日弁連をはじめとする専門職団体と最高裁との間では、基本計画を踏まえ、後見監督人に期待される役割等についても中央レベルで意見交換がなされた。その結果、一定の認識共有に至ったとして、令和元年8月に、その内容が最高裁から全国の家裁に情報提供されている。

その内容については、弁護士会にも情報提供されていると思われるが、大きな柱として、次のようなことが指摘されている。すなわち、親族後見人に監督人が付されるような場合において、監督人には、後見人による不正行為の防止という観点からの役割だ

けではなく、より広く後見人による不適切な後見事務を防止するための支援という観点からの役割も期待される、とされている。例えば、財産調査、財産目録作成についての指導・助言、後見事務上の課題対応に関する相談対応・指導・助言、後見人の裁量の範囲内かどうかについての相談対応・指導・助言、初回報告や定期報告時における指導・助言などがこれに当たる。

東京家裁としては、こうした監督人による支援的役割について、これまでになかった全く新しい役割が追加されたものとは受け止めていない。従来から、監督人には、親族後見人による不適切な後見事務を防止するための指導、助言などをやっていただいており、事案によってはそのために大変なご苦勞をいただいている案件もあるものと承知している。今般の中央レベルでの意見交換では、基本計画を受けて、こうしたこれまでの監督人の活動が新たに再認識されるに至ったもの、と考えている。もっとも、そうした監督人の支援的役割が、親族後見人など利用者にも広く認識されることで、専門職の関与に対する理解が深まるきっかけになるのではないかと期待しているところである。

(2) 中核機関の役割と監督人の役割(すみ分け)

国の基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて中核となる機関を各地域に設置することとされており、この中核機関は、広報・相談・制度利用促進の各機能のほかに、後見人支援機能を担うものとされている。この後見人支援機能とは、具体的には、親族後見人等の日常的な相談に応じるほか、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援するものとされている。

そうすると、後見監督人による支援と中核機関による支援との関係がどうなるのかという疑問も生じ得るが、両者は、重なる部分もあるものの、目的や内容に差があるものと思われる。

中核機関は、福祉、医療、地域等の関係者によるチーム体制を構築し、専門的知見を要する案件では

専門職の協力を得られるような仕組みを作ることとされており、中核機関による支援は、主にこれらの関係者がチームとして行うものを想定しているものと解される。そして、福祉サービスとして提供される支援という性質上、後見人が任意に中核機関の協力を得るという仕組みが前提になるものと解される一方、中核機関による支援について、中核機関が監督責任を問われるということは、一般的には想定されない。

他方、専門職たる監督人による支援は、当該案件において、法律上求められる監督事務の範囲内で、後見人による事務が適切に行われているかを監督する立場から行われる指導、助言であり、後見事務が不適切であった場合には、状況次第では、監督人の監督責任を問われる可能性がある。しかし、後見事務のうち後見人の裁量の範囲内とされるような方針決定等について、監督事務の範疇を超えて、専門外の分野を含めた幅広い分野にわたる情報・ノウハウを福祉サービスとして支援するようなことまで必ずしも求められているわけではない。

中央での意見交換の結果によれば、中核機関が整備されるまでの間における過渡期の運用を念頭に、後見監督人の支援的役割を期待した運用が考えられるとしているが、中核機関による支援と後見監督人による支援に違いがあることを考慮すると、中核機関が整備された後においても、それぞれに支援的役割が期待される場面はあるように思われる。

(3) 任意後見監督人について

任意後見と通常の後見とでは、監督事務の内容に異なる扱いがあり得るか。

後見監督人に期待される役割等に関する専門職団体と最高裁との意見交換の内容について、東京家裁としては、主として法定後見における後見監督人を念頭に置いたものと受け止めているが、任意後見監督人に共通の部分も少なくないと思われる。もっとも、任意後見監督人には、重要な財産行為についての同

意（民法864条）の規定が準用されておらず、任意後見人の代理権が事案ごとに異なるほか、任意後見人には行為能力の制限を理由とする取消権がなく、また、たとえ後見事務において大きな課題がなく後見人が事務に習熟していたとしても、監督人が辞任することはできないなど、法定後見と相違する点も少なくない。

実際、監督人事務の実態・実情として、任意後見と法定後見とでどのように異なるのかについては、家庭裁判所として十分把握できていないところが多く、今後、専門職の皆様からの情報提供をいただきながら確認していく必要があるのではないかと感じている。

中核機関との関係

1 専門職による中核機関の利用

国の基本計画に基づき、各地域に中核機関が設置された場合であっても、専門職が申立代理人として後見等開始の申立てをする際に、中核機関を通す必要はないものと理解しているが、そのような認識で合っているか。

東京家裁では、在京の専門職団体等と協議して作成した「基本計画が想定する後見制度ないし運用の在り方（メモ）」と題する通称「家裁メモ」という書類を平成30年3月28日付けで発出し、東京三弁護士会にも提供している。この家裁メモにも記載されているとおり、中核機関による申立て支援については、申立人等の意に反する形で中核機関の支援の対象とすることはできないという考えが大前提となっている。実際に個別案件の様々な事情により中核機関との関わりについて消極的とならざるを得ないケースもあると考えられるため、個別事案ごとの判断に委ねることで差し支えない。

他方で、専門職が申立代理人として関わるケースの中には親族後見人が単独で選任されるケースがあ

り、選任後に親族後見人が中核機関と関わりを持ち支援を受けることが望ましいケースもある。自治体・推進機関へのアンケートでも、推進機関で親族後見人を支援したいがその情報がない、親族後見人が推進機関に相談できることを知らない人が多い、推進機関として申立て支援から関わっていないと状況が見えず対応が難しい等の意見が出ており、親族後見人が選任後に中核機関と関わりを持ち支援を受けることが望ましい場合には、ご配慮いただけると幸いである。

2 中核機関と家庭裁判所

専門職後見人としては、大きな資産変動を伴う行為等の重要な事項に関して意見を求める先は、中核機関ではなく、東京家裁後見センターである、という理解で合っているか。

(1) 監督と支援

家庭裁判所は、後見人等に広範な裁量権があることを前提に監督を行っており、裁量権の逸脱、濫用がないかどうかとの観点で後見事務の確認をしている。仮に問題があれば指導・助言を行い、裁量権の逸脱、濫用が認められた場合には、追加選任や解任等の手続を検討する。

他方で、中核機関は、監督ではなく支援することが求められ、後見人等の裁量権の範囲内の事務や方針について、相当性の検討やサポートを行うことが主な役割となる。中核機関の支援の対象は、主に親族後見人が念頭に置かれていると思われるが、当然、専門職後見人も支援対象となり得る。

(2) 家庭裁判所への相談

後見人等の後見事務の方針には複数の選択肢があり、そのいずれを選択するかは後見人等の裁量に委ねられているため、後見事務を遂行するにつき、原則として、逐一家庭裁判所の許可を得る必要はない。ただし、裁量権の逸脱、濫用のおそれがないかどうか懸念されるケースは、家庭裁判所にご相談いただく

ことがむしろ望ましいといえる。この場合、家庭裁判所に意見を求めるというよりは、後見人等が方針を示し、裁量権の逸脱・濫用がないかご相談いただくことが望ましい。

もっとも、どのような事項が明らかに後見人等の裁量権の範囲内といえるかの線引きは非常に難しい。たとえば、3万6000円の車椅子を購入する場合、車椅子の機能・価格は様々であり、レンタルや借りるという選択肢もある。また、台風で本人の自宅の屋根が破損し、その応急補修のために40万円かかるという場合、工事の範囲、業者の選定、金額の相当性等、色々と検討すべき事項は存在する。しかし、これらはいずれも原則として後見人等の裁量権の範囲内での判断であり、本人が車椅子を必要としていないにも関わらず購入しようとする場合等の例外を除き、事前に裁判所が許可する事項ではないと考えている。この種の相談について裁判所に相談された場合には、実務上はほとんど家庭裁判所から指導することはないと思われる。東京家裁では、50万円を超える支出がある場合には連絡票による報告をお願いしているが、この場合も家裁の「許可」を要するという趣旨ではない。

また、本人が在宅生活を継続するか施設に入所するのが良いのかという問題も非常に大きい問題ではあるが、本人の状況に応じたきめ細かな判断ができるのはまさに後見人等であるため、基本的に後見人等の裁量に委ねられるものと考えられる。

他方で、高額な資産を売却する場合や本人以外のための支出をするという場合は、結果的には問題のないケースが多いが、色々な問題が生じることがあるため、裁判所にご連絡いただきたいと考えている。

裁判所からのお知らせ

後見制度支援信託・支援預貯金の 取扱金融機関の拡大について

(1) 平成31年4月に、全国の農業協同組合（JA）

において後見制度支援貯金の取扱いが開始された。その後、メガバンクでは、みずほ銀行が令和元年5月27日から全店舗において、三菱UFJ銀行が同年6月17日から全店舗において、三井住友銀行が同月24日から一部の店舗において、それぞれ後見制度支援預金を導入している。他の道府県に本店があって、東京都内に支店を有する地方銀行で後見制度支援預金の取扱いを開始したものもいくつかある。これらについては、適宜、各単位会を通じて情報提供してきている。

また、今般、東京都内に本店を有する地方銀行として、東京スター銀行が本日（同年12月16日）から後見制度支援預金を導入したと聞いている。

東京家裁では、同年7月1日から、全ての金融機関における後見制度支援預貯金の取引につき、

報告書兼指示書の統一書式を導入しており、この点についても、各単位会を通じて事前に情報提供している。

(2) 後見制度支援信託の関係では、京都銀行が、令和元年12月2日から後見制度支援信託を導入したと聞いている。

(3) このとおり、後見制度支援信託・支援預貯金の取扱金融機関は拡大しているが、各金融機関における個別の契約条件には様々なバリエーションがあるため、具体的な契約条件等については、各金融機関のウェブサイトを参照したり、各金融機関に問い合わせるなどして確認をしていただきたい。

高齢者・障害者総合支援センター

「オアシス」からのお知らせ（東京家裁後見サイト情報）

1 成年後見等の申立て等の手引及び申立書式、並びに成年後見人等ハンドブック（Q&A付き）の令和2年4月版が公表されました。

令和2年4月1日付けで、下記各手引及び申立書式が改訂されました。詳細は、東京家裁後見センターのウェブサイト（後見サイト <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>）にてご確認ください。

- (1) 「成年後見・保佐・補助開始の申立て」ページ、「未成年後見人選任の申立て」ページ、「任意後見監督人選任の申立てについて」ページ内の各申立ての手引（任意後見監督人選任に関しては「申立てをされる方へ」）及び申立書式
- (2) 成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q&A付き）及び未成年後見人Q&A

申立てに際しては、今一度手引等で更新された部分をご確認頂き、また、上記後見サイトからダウンロードする等して、最新の書式等をご利用下さい。

なお、「既に書類を作成中の申立予定事件」につきましては、旧書式を使用して令和2年4月以降に申立てを行った場合でも申立ては受け付けると東京家裁から説明がありました。

2 後見センターレポート Vol.21・22 もご確認ください。

本講演録の「後見人等の選任」（13ページ以下）で説明されている後見人等の選任の実情については、上記後見サイトに掲載されている後見センターレポートvol.21（成年後見人の選任について）及びvol.22（成年後見監督人の選任について）においても説明されているので、あわせてご確認ください。

第34回 東京弁護士会人権賞 受賞

特定非営利活動法人

OurPlanet-TV 代表理事：白石^{はじめ} 草さん

2019 年度東京弁護士会人権賞を受賞なさった OurPlanet-TV の代表者白石草さんにお話を伺いました。

「自分には物語を作る能力がないからジャーナリストになった」とおっしゃる白石さんですが、彼女の人生自体が、アニメ好きの少女が、テクノロジーとIT という時代の波に乗って、映像を武器に、仲間たちと協力して社会を覆う大きな試練を乗り越えようとする…という壮大な物語のように思われました。白石さんの旅の物語は、まだまだ続くようです。

聞き手・構成：寒川 智美



プロフィール◆ 2001 年に設立した非営利の報道機関。社会的弱者、少数者の視点から独自番組を制作し、インターネット配信を行っているほか、映像制作やメディアリテラシーなどを学べるワークショップを行っている。2011 年 3 月の東京電力福島第一原発事故後には福島県の「県民健康調査」などを継続的に取材し報道を重ね、広く市民に情報提供してきた。事故から 5 年後の 2016 年 3 月には「子どもたちを守りたい〜県境を越えてつながる母親たち」を映像化。自らの手で基金を立ち上げ、甲状腺エコー検査を実施し、さらに独自検診を実現させた母親たちの活動を伝えている。

—— この度は東京弁護士会人権賞の受賞、おめでとうございます。改めて、OurPlanet-TVの現在の活動について教えていただけたらと思います。

私たちは2001年の「9.11」（アメリカ同時多発テロ事件）を契機に活動を開始したインターネットの放送局です。自分たちで、特に大手のマスコミで扱われにくいテーマを中心に独自で取材し、映像化して配信しています。

掲げているミッションステートメントは、「Standing together, Creating the future」。日本人は、声を上げるというか、立ち上がるということが少ないのですが、私たちは共に声を上げることが大切だと考えていて、一人ひとりが発信する力をつけられるよう、映像制作のワークショップを開催しています。多様な情報や映像を社会にあふれさせたいです。

また、様々な団体からご依頼を受け、その団体が扱っている社会問題や社会貢献活動をビデオ化するプロダクション業務もやっていて、法曹界ともつながりがあり、例えば『季刊 刑事弁護』という雑誌の100号記念の際には、模擬裁判員裁判のDVD化をお手伝いさせていただきました。模擬裁判や裁判員裁判の研修用ビデオなども作成しています。証人申請をするときも、あ

らかじめその方のビデオを提出すると証人として採用がされやすいという話も聞いていますので、弁護士の皆さんも、ビデオ制作のご相談があればお気軽に（笑）。

—— 白石さんのご経歴を伺いたと思います。昔からマスコミやジャーナリズムにご興味があったのですか。

最初は、どちらかという映画を作りたいかったです。

—— 映画というのは、普通の映画ですか。ドキュメンタリーではなくて。

普通の劇映画です。実は、もともとはアニメ好き。高校のときは、8ミリフィルムでアニメーションを作っていました。

—— どんなテーマのアニメだったのですか。

テーマとかそういうレベルじゃないです。とにかく絵が動かせばいいという感じ。中学時代から映画が好きだったのですが、中3のときに宮崎駿監督の『風の谷のナウシカ』を見て感動して、高校生のときは宮崎監督の追っかけをしていました。私は調布の高校に通っていたので、雑誌の企画に応募して、宮崎監督が

制作をしている吉祥寺のスタジオに会いに行ったりしました。宮崎監督が出演していたラジオ番組は、全部録音していましたし、講演会も全て行っていましたね。

—— オタクじゃないですか！

高校時代は真のオタクでした。アニメも作った元祖コミケ世代です。高校時代、友だちに誘われて早稲田大学の学園祭に行ったとき、学生が作った自主制作映画を見て、これは面白そうだなと進学先を決め、入学後、希望通り映画サークルに入りました。

でも、そこで分かったんですよ。私は物語が作れないんだということが…。映画を作るというのは、ゼロから物語が作れる力が必要で、脚本を書けなければなりません。その能力が全くないんだということが、サークル活動を通じて分かりました。

高校のときからルポルタージュを乱読していて、フォトジャーナリズムにも関心を持っていたので、自分ではストーリーを作れないけど、カメラで現実を切り取る仕事ならできるかなと思い、映像ジャーナリズムに関心を移していったのです。だから、私の場合、出発点は、ジャーナリズムというよりは、まず映像ですね。

—— そこでジャーナリズムなんですね。

私が高校や大学で過ごした時代は、ちょうどテレビでニュースショーや政治をテーマにした討論番組が始まった時期と重なります。世界的に見ても、フィリピンの市民革命、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、ソ連崩壊などと、政治的な空気が強い時代でした。高校生のときに見た、フィリピンの首都マニラにあるマラカニアン宮殿に群衆が押し寄せ、最後に当時の大統領夫妻がヘリで逃げていくという映像は非常にインパクトがあり、映像の力というか、報道の力をぼんやりと感じていたんだと思います。

—— それで、報道映像を作成する会社に就職をなされた。

入社したのはテレビ局の下請会社で、報道の映像取材をする部署に配属されました。技術者の集団で、文系の私もここでみっちり、カメラと照明と音声の基本を教わりました。研修明けの7月から、国会の映放クラブという記者クラブに配属になったのが、ちょうど、

宮澤政権が倒れて細川政権になるタイミングでした。

このとき、浮上していたのが「政治改革関連法案」でした。小選挙区を導入するという選挙制度改革が軸でしたが、マスコミは制度の中身について突っ込まず、新しい制度に賛成か、反対かという単純な二元論に終始していました。当時、法案に反対の人たちは守旧派と呼ばれ、古い制度に固執していると非難されていたのですが、違和感を抱いたのは、その議員たちの顔を「抜け」という上からの指示。その人の顔を選んでアップで撮影することを「抜く」というのですが、彼ら彼女らの顔を、悪役のごとく撮影して、晒すよう命じられたのです。

そういう手法も、時にはありうると思いますが、この時の目的は単に視聴者の感情を煽ることでした。本来は政策論争なので、政策の中身が大切なはずなのに、中身の議論をしないまま、片方だけをネガティブに扱ったわけです。その片棒を担がされたことが、私には結構つらかった。

—— それで別の会社へ。

記者クラブなど、今までのメディアの慣行を真っ向から否定した新しいテレビ局が東京にできると新聞で知り、面白そうだと思って応募しました。

入社して就いたのは、ビデオジャーナリストという仕事です。これは、このテレビ局の新しい取り組みの一つで、記者が自分で映像を撮影し、パソコンを使って自分で編集し、スタジオでの解説も担うというもの。これまで記者、カメラマン、編集マン、キャスターと分業でしていた作業を全部1人でこなすわけです。

この新たな方式が可能になったのは、技術の進歩があったからです。1995年に初めてデジタルカメラが登場し、編集もテープをつなぐのではなく、パソコンに取り込んでできるようになりました。このテレビ局は、映像機器メーカーとの関係があったので、そうした最新の機材が集められていました。私は、前の会社で、技術を仕込まれていたので抵抗なくできました。

そんな中、2000年にデジタル放送推進室という、地デジのコンテンツや規格を調査立案する部署に異動になりました。初めて報道から外れ、海外のメディア事情を調査したのですが、そのときに「これからはイ

ンターネットでは？」と感じたんです。と同時に、今まで1000万円かかっていた映像インフラも、20万円くらいで整備できるということや、個人でも動画を流せることが分かりました。誰でもインターネットで映像が配信できる時代になると考えるようになったのはこの時です。

—— 2000年当時、インターネットで動画ですか。

みんなから、頭おかしいんじゃないかと言われました。私は、これからはインターネットで動画を見る、自分でチャンネルが運営できる時代になると信じたので、同じことを考えていた女性と一緒にやろうと盛り上がり、当時はドメイン取得が流行っていたので、取りあえずドメインだけ取って、会社を辞めたんです。まあ、いつもながらあまり深くは考えていなかったんですけど（笑）。

その1か月後くらいに「9.11」が起きたのです。マスコミは徐々に「報復戦争だ」という論調になってきました。すでにインターネット上ではいろいろな議論は交わされていましたが、反対する声を映像で出せないかと考え、まずはテレビで放送されないデモの様子を撮影に出かけ、自分でプログラムを書いて配信してみました。これが最初の活動です。

私はあまり計画的ではありません（笑）。ただ、都合のいい解釈かもしれませんが、あらゆる過去の経験が、すべて今の私の活動につながっていると感じます。何一つ無駄はなかったなあと。

—— 今の目標は。

ずっとこの社会を見続けたいというのがあって、今は「長生き」を目標にしています。

—— 「長生き」ですか。

福島の子どもの甲状腺がんの問題を見届けたいのです。多数の子どもや若者が甲状腺がんになっていますが、現状では、原発事故との関係は本格的に検討されていません。チェルノブイリでは10年で原発事故と甲状腺がんの関係性が認められ、全ての患者をカバーする制度ができました。しかし、日本では、原爆被爆者の被爆者援護法ができるのにも50年かかっ

ていますし、水俣病の公害認定から50年経った今も患者の切り捨てが続いています。ですので、原発事故と健康被害の問題についても、解決の糸口が見えるまでに50年かかるのではないかという気がしています。だから、取りあえずあと50年生きないと、長生きしないと、と思っています。

—— やはり甲状腺がんの問題が一番の懸念ですか。

子どもたちの甲状腺がんの問題は、原発事故の象徴的な影響です。リスクがあることは周知でありながら、封印しようという力が強く働いていると感じます。10年目に入り、いよいよこの問題に取り組むジャーナリストがいなくなってきた感があるので、ここでやめますとは言えません。

というのも、原発事故に伴う健康問題を報道すると、「『福島デマ』を流すな」、「復興に水を差すのか」、「福島差別だ」と批判を受けることがあります。今回も、私たちに人権賞を与えたことで、東京弁護士会に苦情が届いたと聞きました。このように、原発事故に伴う健康影響の問題に関わると、常に激しい批判に晒されてしまう。このため、テレビや新聞もだんだん扱えなくなっていて、取り組もうとした記者が、会社「あなたのキャリアに傷が付く」と止められたという話もあります。でも、私たちなら、パッシングを受けても、気にせずに続けることができます。

—— OurPlanet-TVだからできる、だから困難でもやる、ということですか。

はい。私は、ほかのメディアの人たちもいずれは、甲状腺がんの問題を正面から取り上げる時期がやってくるとと思っています。そのときのために、今起きていることや語られにくいものをきちんと記録し、蓄積し、常に最新情報を入手できるようにしておきたい。

それから、この取材は、私の経験があらゆる面で活かせるということも、後押ししています。というのも、福島の甲状腺の問題では、若い世代と接する機会が多いのですが、この世代は自分の考えを表現することが苦手で、シニアに比べ、取材が簡単ではありません。ですが、私はたまたまこの年代、特に女子中高生にカメラを向ける機会が多かったので、その経験が活かせ

るかなと。また、私の子どもにはハンディキャップがあるのですが、原因が分からず多くの病院を渡り歩いた経験も、この取材では活かしています。一時、医療関係をたくさん取材していたこともあり、ここに導かれたような気持ちです。

私たちは組織の外の方との関係を大事にしているので、様々な専門家や、プロではないけれど、本職のジャーナリスト顔負けの緻密な分析や様々な取り組みをされている一般市民の方々とつながって、内容を高めていきたいと考えています。

—— 記事を発表する際、戦略はお考えになるのでしょうか。

普段はすごくいい加減ですけど、これだけは考えます。

私たちだけがボーンと報道しても、社会的なインパクトが小さいため、問題解決につながりにくい面があります。状況を変えていくには、影響力のあるマスコミと協力し合うとか、追いかけてもらうとか、一捻りする必要があると考えています。大手マスコミだったら、特ダネとして社会を揺るがすような内容も、発信力の小さな私たちではそうはいかない。どうやったら社会的なインパクトを与えられるかは、常に考えています。でも、逆に大手マスコミだったら、この内容は報道できないかもしれない、というものも多数あります。

—— OurPlanet-TVの活動をしていて感じる日本の課題は何ですか。

「クールジャパン」に代表されるように、日本では、映像はお金を生むビジネスとしての発想が根強く、映像の力が社会に貢献するという思想がありません。子どもから大人まで、担い手のすそ野を広げていくという発想もない。お金を生むことが確実な作品や自力で資金調達できるような著名監督に助成金が出る一方、将来性が分からない新人には出ないという歪んだ構造が、映像文化を貧弱にしています。

一方、韓国のような国では、市民への制作支援が制度化され、公共放送にも市民が参加できます。こうしたシステムが結果的に「パラサイト」を作ったポン・ジュノのような映画監督を生み出したのではないでし

ょうか。

ところで『ビルマVJ（ビデオジャーナリスト）消された革命』という映画をご存じですか。2007年ビルマ（ミャンマー）で起きた大虐殺の様子を、市民ジャーナリストが携帯電話で撮影し、その映像をタイまで持ち出し、欧州を経由して世界中に発信した実話を描いたドキュメンタリー映画です。ワシントンポストがこの映画について「かつてそれはバスタードにおける熊手や、コンコードにおけるマスケット銃、そしてインティファダにおける石であった。しかし、この現代において、革命のための武器として選ばれたのは、携帯電話のビデオカメラだったのだ。」と評したとおり、かつては熊手や銃や石だった民衆の抵抗手段は今、携帯のカメラになった。それを、自分を守るためにも、表現活動にも使うことができるのです。自分を表現することが苦手な日本人こそ、カメラを自己主張のツールとして活用すべきだと思います。

—— 皆さんは、小石じゃなくて、映像、情報を投げ続けると。

そうですね。なるべく多くの人たちが映像を投げてくれると社会も変わっていくはずですよ。

日本では、情報は一部の優れた人だけが持っていればいいと考えている人が多く、政府や先生が大丈夫と言っているんだから大丈夫だ、そんな細かい数字を知ってどうするんだという考えが主流です。各自が様々な情報をもとに判断するというのが民主主義の前提なのに、それを否定する人があまりにも多い。情報の民主化を進めて、民衆がみんな、映像や情報を投げることに意味があると思います。

—— 最後に弁護士や弁護士会に一言いただけますでしょうか。

うちの娘が学校で、警察官からプライバシー権について習ってきたので驚いたことがあります。弁護士さんも、もっと子どもにアクセスして小さいうちに公平な人権感覚を身につけさせた方がいいんじゃないかと思っています。

—— アドバイス、ありがとうございました。頑張ります。



2019年度の理事者の任期が終わり1か月経ちました。昨年度の会長、副会長、監事の皆さんに1年間を振り返っての感想と今の思い、そして「会長が見た副会長・監事」と「となりの副会長・監事」について語っていただきました。

2019年度 理事者の1年

時代の困難に挑んで

2019年度 会長 篠塚 力 (36期)



1 エールと感謝

激変した環境下で奮闘されている本年度理事者、職員そして会員の皆様に心からエールを送ります。昨年度は、総会議案書の電子的提供、財政改革、八王子会館の売却そして新型コロナウイルスへの対応等の難しい課題に挑戦させて頂きました。心から感謝申し上げます。

2 会務運営の改革

- (1) **会務のIT化** 6月の定期総会で総会議案等の電子的提供制度を採択頂き、12月と3月の臨時総会で実施し、経費と作業を大幅に削減しました。委員会での資料配付も電子化を進め、コピーの枚数も月7万枚ほど減少しています。1500名を超える会員がすでにLIBRAの電子的提供を選択しています。
- (2) **財政改革** 財政改革実現WGは、12月に当会の財政再建と会費減額対象の拡大に向けて、広範な第一次の答申をまとめました。職員の工夫と会員の理解により、一般会計の決算収支を大幅に改善することができました。臨時総会の議決を得て10年越しの懸案であった八王子会館を売却できました。
- (3) **禁煙と災害への備え** 来館者の苦情を受けて喫煙室を廃止し、災害時の備蓄倉庫に衣替えしました。

3 会員の権利擁護

- (1) **濫用的懲戒請求** 会長声明に賛同のツイートをした会員に対する懲戒請求に関して、濫用と認定した高裁判決を受けて、当会として濫用的懲戒請求の非

を改めて明らかにする会長声明を発出しました。

- (2) **押収拒絶権の侵害** 刑事被告人の元弁護人の法律事務所に対する捜索・差押について、押収拒絶権を侵害する違法行為として抗議する会長声明を日本文とともに英文でも発出しました。

4 人権擁護と憲法関連

- (1) **死刑制度** 2019年度は2回の死刑執行に対し、抗議の会長声明を発しました。2020年3月の臨時総会において、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」(案)を審議する予定でしたが、新型コロナウイルスの流行のため延期しました。
- (2) **入管における人権侵害** 事実が明らかになる都度、抗議とともに適時適切な医療の提供及び仮放免の適切な運用等を求める会長声明を4度発し、より詳細な意見書を発出しました。
- (3) **憲法関連** 「表現の不自由展・その後」の中止及び再開に関して、表現の自由への不当な攻撃や介入に抗議する会長声明を発出しました。また、自衛隊の中東海域への派遣に際し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明を3度発出しました。3月には検察庁法に反する閣議決定及び国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明を発出しました。こどもの日、沖縄慰霊の日、74回原爆忌等にも会長談話を発しました。
- (4) **災害・感染症** 台風15号、19号の被災者への支援に取り組みました。新型コロナウイルスに関して、困難者への支援と会員・職員への感染防止に努めました。

*「2019年度篠塚力会長インタビュー」を当会WEB会員サイト(https://www.toben.or.jp/members/news/post_899.html)に掲載しています。

篠塚会長が見た
6人の副会長と
2人の監事

中西副会長	頼もしい理事者室のアンカー 起案の名手
池田副会長	タフな交渉役 複雑な利害調整も次々に達成
江坂副会長	勘定奉行役 収支の大幅な改善に導く
永島副会長	理論家 難解な課題を明快に解き明かす
村林副会長	若手会員の兄貴役 厳しい対立も忍耐力で解決に導く
川村副会長	人権の守護神 次々に平明で深い会長声明を起案
加納監事	会務全般に精通する穏健な改革者
吉田監事	深沈厚重の人 実務を冷静に分析して判断を下す

全力疾走の13か月

2019年度 副会長 中西 一裕 (42期)



2019年度理事者は篠塚会長の力強いリーダーシップの下で昨年3月の引継ぎ期間から事実上活動をスタートしました。そして、4月以降は総会議案書の電子的提供、八王子会館売却、濫用的懲戒請求に対応する会規改正、死刑廃止に向けた臨時総会決議の提起、さらには新型コロナウイルス問題への対応など、年度末まで理事者全員が忙殺され、文字通り13か月間全力疾走で活動したと感じます。

私の担当した入退会審査、綱紀・懲戒、弁護士倫理

関係は、弁護士自治のあり方を改めて考えさせるものでした。弁護士数の急増により会員の約半数は60年代以降の若い世代となっており、活動分野も業務形態も多様化が進んでいます。こうした中で弁護士会が会員の帰属意識を高め、その魅力と主張を発信していく必要があります。

他方、前年度中に表面化した当会の財務問題により、全活動分野にわたり財政改革に取り組むことが課題となり、委員会活動や諸行事の見直しと予算削減で会員・職員の皆さんにご理解ご協力をお願いすることが多くありました。

ご支援や叱咤激励をいただいた皆様に深く感謝し、今後とも会へのご支援をお願いする次第です。

となりの副会長が見た
中西 副会長

中西副会長は、会長の信任も篤く実務的感覚も優れており、筆頭副会長として我々6人の顔に相応しい存在です。自己の担当業務はもちろん、会発出文書のチェックや市民苦情窓口等にも多くヘルプに入るなど、理事者室の円滑かつ安定した運営に尽力されました。職員がよく相談に来ておりましたが、気さくな対応で職員の信頼も得ていたと思います。第2回の理事者会に遅刻（電車遅延ですが）したり、香港の会議出張後インフルエンザ発症するなど、二席である私を驚かすこともありましたが、篠塚執行部の取り纏め役であり感謝の一言です。（池田 和郎）

瞬く間の1年

2019年度 副会長 池田 和郎 (44期)



そう実感した1年でした。多くの会員、職員の声をお願いしてきましたが、日々の業務の中で十分には熟しきれず、反省しきりです。通常総会で、（セクマイに関する）会則改正について定足数不足による議案撤回という事態で意思形成の困難さに直面し、臨時総会では八王子会館売却につき、多摩支部会員の意見とその10倍を下回ることない会員の声なき声の調整には相当の議論を頂きました。死刑廃止等に関する総会決議は、審議

の充実が見込まれていましたが新型コロナウイルス対応で延期となりました。法律相談センターについては、財政改革WGの議論も踏まえつつ、蒲田・新宿縮小移転を実現し、池袋・北千住についても道筋を付けようとしております。各種委員会の人権活動等について担当職員の尽力を受けて、活動と財政のバランスを図ることを意識してきました。災害対策、会務等のBCP対応についてはまだ緒についたところです。能力不足でご迷惑をお掛けしたことも、多々あったとは思いますが、ご寛容頂けると幸いです。1年間ありがとうございました。

となりの副会長が見た
池田 副会長

池田副会長は、なんといっても八王子会館売却問題や法律相談センター移転問題で議論の多かった多摩支部の担当としてご苦労されていました。無理難題としか思えないような要求に対して、ブツブツこぼしながらも、誠実にかつ一歩も引かない原則的な姿勢で対応をされているのいつも感じしていました。また、私と村林副会長とともに担当した職員の人事・労務問題では、常に信頼できる相談相手でした。他にも、困ったときはいつも適切なアドバイスをしてもらいました。他方、理事者内唯一の愛煙家で、喫煙室の廃止はお気の毒と言うほかありません。（中西 一裕）

財政改革はこれからも継続が必要です

2019 年度 副会長 江坂 春彦 (46 期)



4月1日の就任から3月まで、副会長はよくこれだけやることがあるなと思いつつ走ってきました。私は今年の最重要課題である財政改革に加え、広報、会館関係、民暴等の各委員会を担当しました。また財政改革実現WGでは事業費、OA・システム、多摩支部の各チームに所属し、2019年12月、第一次答申書を発表できました。財務を担当して感じることは、昔の当会は余裕があったということです。会務活動への財政的支援額は間違いなく全国単位会でダントツの一位だと思います。た

だ財政改革を実現するためには、会員に肌感覚として財政が厳しいと理解してもらう意識改革が必要と強く感じました。

次に広報の重要さは言うまでもありませんが、タイムリーに東京弁護士会が情報や意見を発信する体制整備が急務と感じました。

印象に残っている出来事は、ワルシャワの国際会議に出席し、各国弁護士会長らの前で「弁護士会の独立」をテーマに話をしたこと。国際委員会委員長らの協力もあり、自分としては満足できるプレゼンができました。

となりの副会長が見た
江坂 副会長

いつも机の上が整頓されているのを見まして、財務担当副会長として常日頃から膨大な量の書類に目を通し数値を計算するという作業をしていらっしゃるにもかかわらず、頭の中はすっきり整理されておられるのだらうなあ、と感嘆しております。

(永島 賢也)

本会の未来と財政規律条項

2019 年度 副会長 永島 賢也 (49 期)



私は「未来を切り拓く弁護士会」を掲げて副会長に就任いたしました。ここで「未来」とは弁護士自治のことで、人事の独立、財政の独立、会則等制定の独立などで構成され、いつも会の内外から挑戦を受けています。実際、LIBRAの記事に関し「日弁連への依頼事項」と題する書面が届いたことは私にとって衝撃的でありましたし、関弁連の会費の（東弁にとっては）実質値上げという方向性との距離感や、東京三会間のライバル意識に潜む機微、他士業との不協和音、会内各委員会の間の

協調性の儻さにも現実の厳しさを感じました。何より新規登録の会員数が一弁・二弁を下回ったことはショックでした。様々な若手の支援策がそれほど響いてはいないということになるからです。本会の「未来」は予算編成の実現性にかかっているように思われます。将来、総会決議で会則に財政規律条項を設けることになるかもしれません。たとえば、「予算は支出が過去5年間の収入の中央値を超えてはならない。ただし、…はこの限りでない」などです。このようなことを私が考えられるようになったこと自体、この1年間、私が会員の皆様、職員の皆様に支えられてきたおかげである、と改めて感謝いたします。

となりの副会長が見た
永島 副会長

永島副会長は、あらゆる会議でノートに小さい字で内容を記録し、後で何かが問題になったときに、あのときはこうだった、と的確に再現できます。また理論家であることは、事務局職員とのやりとりを隣で聞いている私にはよくわかります。そして何よりも特徴的なことは健康に配慮して、小さい加湿器をデスクの周りに多数配置し、湯気を立ち上げて結界を築いていることです。

日弁連と関弁連で大変だったと思いますが、飲会では話好きという印象で楽しいお酒です。お互い健康に留意して楽しいお酒の機会を設けましょう。

(江坂 春彦)

最終日まで全力疾走した1年

2019年度 副会長 村林 俊行 (49期)



昨年4月の役員就任以来「世代を超えて、頼りがいのある弁護士会の実現へ」とのモットーの下に、主に非弁等の不祥事対応委員会、業務・若手関係委員会、高齢者障害者、災害対策、法制等の委員会を担当して参りましたが、全力疾走でのあつという間の1年間でした。この1年間には、全役員にて財政改革に挑戦しただけではなく、私自身としては当初想定していなかった①台風15号・19号の対応、②新型コロナウイルスへの対応等の前例がなく他会との連携を要する対応を

余儀なくされましたが、多くの勉強をさせていただきました。

このような活動ができたのも、会長を筆頭に魅力溢れる多士済々の役員が、日頃からコミュニケーションを密にしていることを背景に、理事者会においては熱い意見交換が交わされていながらも、決定したことには「ONE TEAM」として一致団結して運営ができたことによるものです。また委員会における会員や秘書課の職員をはじめとして経験豊富な職員の協力なくしては円滑な運営を行うことができませんでした。この場をお借りして、会員や職員の皆様の献身的な協力に改めて感謝いたします。

となりの副会長が見た
村林 副会長

村林副会長はいつも熱い人ですが、最も凄かったのは、FATFの年次報告書提出率を限りなく100%に近づけるための気迫。連日、会員に電話していたのには頭が下がりました。台風、新型コロナと、災害対策担当としてフル稼働でした。いつも豪快に笑い、不祥事系の担当が多くて「大変だ」とぼやいていましたが、あまり大変そうには見えず、楽々とこなしていました。会派などでも「何かあれば自分に言ってきてください」が口癖でしたし、実行していましたね。電話中の声が聞こえてくるのですが、剛柔使い分けしている様子はとても勉強になりました。(川村 百合)

「人権の東弁」よ、永遠に！

2019年度 副会長 川村 百合 (49期)



財政難の中で、「人権の東弁」が危機に瀕しています。危機脱出への方法には異論続出。政治家が地元への利益誘導型「ばらまき」をやる理由が分かった気がします。違いは、1年後に再選がない我々は、嫌われることを恐れなければ、思い切った施策が実現できること。

お金をかけずにできたことは、様々な人権問題についての多数の会長声明・談話の発出です。篠塚会長だからこそ出せた内容、許された表現のものが多くあります。

最後は、新型コロナウイルスに負け、「死刑廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」をするはずだった臨時総会が延期になったことが心残りです。絶対に実現すべき決議だと思っています。

東弁は、東弁を「愛して」くれている職員に支えられています。災害時用食糧備蓄を、それまでの職員3日分だけではなく、在館しているはずの会員にも行き渡る量にすることは、会員のためであると同時に職員のために（心優しい職員が会員に分け与えてしまうだろうから）必要なことでした。その意味で、喫煙室を閉鎖して備蓄室にできたことは、ささやかな成果です。

1年間、ご指導ご鞭撻頂き、感謝申し上げます。

となりの副会長が見た
川村 副会長

川村副会長の魅力は、何といても「突破力」です。理事者会においても、弁舌鋭い説明や意見表明を行い、会長との論争は激しいこともありましたが、適時に約20本もの会長声明等を発出したことは特筆すべきものと思います。また、その「突破力」の裏付けとなったのが、「頑張り屋」であったことだと思います。おそらく理事者室に仕事をしていた時間が一番多かったと思われます。今年の多士済々の役員の中でも、会長の信任も厚く、ダイバーシティーの象徴的存在として大活躍した1年だったと思います。(村林 俊行)

東弁はつづくよどこまでも

2019年度 監事 加納 小百合 (47期)



東弁では、昨年度から財政が大きくクローズアップされています。

東弁の一般会計は20億円を超える規模ですが、これを支えているのは会員のみなさまからの会費です。財政健全化のためには、会員の確保が絶対ですが、東京は、日本で唯一、同じ管内に三弁護士会が鼎立しています。

では入会する会員は、何を基準として弁護士会を選ぶのか。そこで東弁が選ばれる要因は何か。「東弁の売り」は何なのか。魅力ある東弁となるためにはどこにお金を

かけるべきか。その点をきちんと検討すべき時なのかと思いますが、そのためには、弁護士の数や業務実態など、事実に基づいた的確な分析・将来予測を継続的にを行い、長期的な東弁版SDGs（＝持続的開発目標）を設定し実現していく必要があるように思います（もちろんいろいろ難しいのですが）。

さて、今年は、まさに、寝ても覚めても東弁LOVE、の1年でした。監事の任期が終わっても、会費を納める東弁会員として、東弁を自分の弁護士ライフにフル活用する気持ちで、他人事ではなく自分事として、関心を持ち続けたいと思います。

降っても照っても、東弁(会員)はつづくよどこまでも。

となりの監事が見た
加納 監事

頼もしい筆頭監事です。いつも監事室に戻ると、理事者会ではいえなかった「??」を本音で話すのですが、楽しかったです。私は、どちらかという考えもなく新しいことはやってみえ、とけしかける方ですが、加納監事は、細かい分析をして、バランスを持って引き締める方でとても信頼できました。これからもよろしくお願いします。

(吉田 修)

負けるな東弁！

2019年度 監事 吉田 修 (50期)



1年間、理事者会の端っこの席で、また、弁護士会館6階の端っこの監事室で、東弁の動きを見守らせて頂きました。今年度は、大きな動きだけでも、財政改革・運動会

問題に始まり、総会議案の電子化、民事司法改革（IT化）、八王子会館売却、台風15号・19号被害対策、死刑廃止決議臨時総会、そしてその延期、大規模事務所の懲戒、新型コロナ対応等等うねりにうねった年だったと思います。休日の緊急理事者会も2回招集が

ありました。東弁にとっては、節目の年、大きな変化の年と評価出来るのだと思います。色々、各方面と衝突・対決することの多かった年ですが、この年の会長・副会長の頑張りのおかげで東弁が生き延びたと後年「歴史」が評価してくれることを楽しみにしております。なお、一言だけ愚痴を言わせていただくと、あの「監事室」はもう少し何とかならないかとは思いますが（saku-saku入らないし、空調悪いし、場所的に孤立しすぎ）。これから監事意見を完成させないといけないので、監事としてはこれからが本番ですが、充実した1年でした。ありがとうございました。

となりの監事が見た
吉田 監事

吉田監事は、いつも飄々としています。任期付公務員の経験もあり、農水省の食堂の魚料理がお気に入り。理事者会の席上では、頻りに飛んでくる篠塚会長のアイコンタクトをしっかりと受け止め（時に左右にさらりと流し）、冷静に財政をコメントする、頼もしい相方です。ご家庭では、お子さんの学校のPTA会長も務められ、各種行事も出席しつつ、会議室にエアコン設置を果たした辣腕会長でもあるようです。吉田監事、5月の定期総会に向けて、監事意見書、がんばりましょう！

(加納 小百合)



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第101回 憲法の生命力と73回目の憲法記念日

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57 期)

1 1947年5月3日、この日から私たちは、自由にモノが言えるようになりました。政府批判をしてもいいし、戦争についての批判をしてもかまわない。お気楽な歌を歌うことも、全国どこでスケッチしても構わない。自由な内容の小説を書くことも、好きなファッションを楽しむこともできるようになりました。

これらの行為は、戦前には取り締まられることがありました。

2 この憲法に先立つ1945年12月、女性には初めて選挙権が与えられ、国の在り方に口出しすることができるようになりました。自ら立候補することも、好きな候補者に投票することもできるようになりました。

それ以前には女性には選挙権も被選挙権も認められていませんでした。

この日から、制度として、結婚するのは親の決めた人でなければならないとか、親の承諾が必要だということもなくなり、好きあった二人が結婚したいと思えば結婚できるようになりました。

この日から憲法で一人一人が「個人として尊重」(13条)されるようになった結果、それまで「当たり前」と思われていたことが一変しました。しかし世の中は、1947年5月3日の時点で立ち止まっています。

雇用の分野では戦後長く女性は「職場の華」とされてきましたが、1970年代から早期退職制、結婚退職制、出産退職制などが次々打ち破られ、女性であることを理由とした区別は基本的に認められなくなりました。

さらに現代では、例えば結婚したい男女だけでなく、同性であっても結婚できるようにしたらよいのではないか、夫婦であっても姓を同じにしなくても

よいのではないかという議論が巻き起こるようになりました。

これが憲法の価値です。

3 一人一人が自由に、個性が尊重されるようにする、国は個性を縛ってはいけない、そのために創意工夫を凝らすし、一人一人をサポートする立場にある。私たちは、この憲法のもとで何かを話したりしたことで、服を着たことで、歌を歌ったことで、国の考えを批判したことで、国に従わなかったことで、殺されたり、処罰されたりすることはなくなりました。

しかし憲法は、私たちに対して、「誰かに任せとおけば大丈夫」という考え方を厳しく戒めています。憲法は私たちに、「不斷の努力」(12条)によって権利自由を守ることを求めています。

4 「個性を認める」ということは、行きつくところ、「たった一人だけ違うことを認める」ということです。「たった一人」は多数から見れば「変わった人」、「ちょっと変な人」です。多数派に同調しない「変わった人」、「変な人」を受け入れる寛容さが社会に求められています。多数の人に「あることをする自由」があることは実は自由な社会ではない。誰もが自分らしくいられることを許容しあう社会こそ本当の自由な社会です。「多数派であること」、「多数派になること」に執着する社会は、息苦しい社会なのではないでしょうか。自由とは「少数派のままでいいこと」です。

5 法律家としての私たちに求められるのは、「少数派のままでいる」ことに寛容な社会の構築に貢献することではないでしょうか。私たちは、私たちの後の世代に憲法の価値を引き継ぐために、「不斷の努力」を続けようではありませんか。

シンポジウム「監視社会の問題点—テロリストが作られていく—」報告

秘密保護法・共謀罪法対策本部 副本部長 出口 かおり (64 期)

特定秘密保護法は、「テロ」という言葉を用い、定義付けた初めての国内法である。「テロリズムの防止」に関する情報が特定秘密の対象となり得るが、テロリズムについての定義（「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」）は曖昧だ。解釈次第では、米軍基地に反対する市民活動や原発NOを訴える活動が、公安警察による監視対象となるだけでなく、これらの市民活動等について警察が秘密裡に収集した情報が特定秘密に指定され、国民の目から隠されてしまう可能性がある。

しかも、何が秘密に指定されているかわからないということは、市民やマスコミが行政機関から情報を得るべく働きかける行為が、特定秘密の取得行為として処罰の対象になり、逮捕や家宅搜索といった捜査行為の対象になるということだ。

しかし、特定秘密保護法違反で逮捕されたり、家宅搜索された事案はこれまで報道されていない。法律家や市民の間で、この法律の存在を意識することは少なくなってきたかもしれない。

2019年12月16日のシンポジウムは、哲学者の西谷修・東京外国語大学名誉教授とフリージャーナリストの常岡浩介氏をゲストに招き、テロという概念の危うさや、死文化したと思われた罰則規定が捜査機関によって突然活用されはじめる例があることを通じて、特定秘密保護法の危うさを改めて考える機会となった。

シンポジウムでは、まず、明治に制定された刑法で規定



され、その後適用例が見当たらない私戦予備及び陰謀罪（刑法93条）を突然、公安警察が持ち出して捜査した例として、同罪の被疑者を取材した常岡浩介氏の自宅が公安警察によって家宅搜索されたケースを紹介した。

2014年7月から8月頃、常岡氏は、旧知の中田考・元同志社大学教授から、ISに行きたいと言っている20代男性A氏を紹介されて取材した。取材時、この元教授に頼まれて、インターネットでトルコ行きの航空券を購入したことがあったところ、同年10月上旬、A氏を私戦予備及び陰謀罪の被疑者とする搜索差押許可状により常岡氏の自宅を搜索され、取材道具のビデオカメラやパソコン、ハードディスク、携帯電話やタブレット等を多数、押収された。

その後しばらくして、常岡氏は私戦予備及び陰謀罪の被疑者と扱われるようになったが、違法捜査と考えた常岡氏は取調べの呼び出しを拒否。その後逮捕されることもなく、検察官に送致されることも起訴されることもなかったところ、公訴時効1ヶ月前に突然、送検。常岡氏は弁護人選任届を検察庁に提出し、被疑事実を説明するよう弁護人

から検察官に求めたが、検察官は説明を拒否。検察官による取調べの連絡もなく、送検から約2週間後に不起訴処分となった。この不起訴処分が起訴猶予か嫌疑不十分であるかについて弁護人が説明を求めるも、検察官は説明を拒んだ。

公安警察が行ったこのような「捜査活動」は、送検して検察官が捜査したり、刑事裁判において検察官による証拠開示等の活動により捜査内容が弁護人のチェックにさらされることを予定しておらず、情報収集活動の一環として行われた違法な活動の疑いが強い。

今後、特定秘密保護法違反による捜査も、今回のように、検察官や弁護人のチェックを事実上排除するかたちでなされるかもしれないという懸念を抱く事案である。

次いで、西谷氏による「監視社会の現状とその危険性について」と題した基調講演があった。西谷氏は、テロリズムという言葉は、歴史上、権力を持った側が自分たちの政敵に対して投げつけ、殺戮を正当化するかたちで使われ始めたことを指摘した。そして、潰すべき相手をテロリストだと言ったときから、国家間戦争で認められるような紛争当事者の対等性はなく、停戦や交渉という概念もないこと、「テロとの戦い」は国境も関係がなくなり、国外は空爆できても国内は空爆できず、国内については監視体制を強化することと、市民は安全を守るために自ら監視を受け入れるようになること、テロとの戦いが新しい世界の課題になると、各国で安全保障という言葉のもとで国家権力行使が正当化されていくという、安全の名のもとに国家が監視社会に向かう危険性が説明された。

シンポジウム後半は、清水勉委員をコーディネーターとして、西谷氏と常岡氏によるディスカッションが行われた。

常岡氏からは、日本は米国を真似したシステムを導入しようとしているのかもしれないが、日本の特定秘密保護法には米国のように25年

経過後に開示する旨の規定もなく、日本の公安警察などの情報機関がやっている情報活動についても現実味が乏しいことの指摘がなされた。

西谷氏からは、テロリズムという概念はあまりに曖昧で客観性がなく、テロリズムという言葉を使うこと自体がごまかしであること、「テロとの戦争」の名のもと、現在の政府権力にとってネガティブに見られるものが日常的な監視対象になることや、警戒態勢にあると政府が強調することで、安全保障の名の下に国家権力の行使が無制約化されるおそれがあること、テロリストと決めつけた人物について人権を一切認めず、裁判を経ることなく殺害することが称賛すらされるようになってしまったことなどの問題が指摘された。

約120名の参加者は、最後まで熱心に、常岡氏が述べる具体的なエピソードとこれを受けた西谷氏の説明に聞き入っていた。

特定秘密保護法は、2014年12月10日の施行から丸5年が経過し、政府は2019年12月10日の閣議で特定秘密保護法施行令改正と運用基準の見直しを決定した。また、法施行後5年間、特定秘密を保有したことがない機関を対象から外す旨を定めた同法付則に基づき、検察庁など42の行政機関を対象から除外した。今後、運用基準の見直し案が具体的に示される予定である。



慶應義塾大学・三木浩一教授 講演会 「情報収集制度はどのように改革されるべきか」

民事司法改革実現本部

2020年1月10日に弁護士会館2階クレオにおいて、慶應義塾大学大学院法務研究科の三木浩一教授（当会会員）を講師に迎えて講演会を行った。

● 民事訴訟の本質は情報戦である

民事訴訟という戦いの場では、情報こそが唯一の武器になります。証拠は訴訟上の情報のうちの一つです。アメリカの民事訴訟の教科書では、「The battle for information」という言葉が出てきます。民事訴訟は情報戦ということです。その戦いの主戦場は、訴訟が始まった直後の段階です。当事者の目的は有利な結果を得る、あるいは納得のいく結果を得ることであって、必ずしも判決で勝訴を得ることではありません。そのため、訴え提起の直後に広く情報を集めて、その情報を元に自分の弱みとか、相手の言い分、強みとか、事件の見通し等を正確に認識した上で、合理的な和解をするか、判決を獲得するかを選択することが訴訟戦略として重要です。また、判決の道を選択する場合でも、これによって迅速かつ適切な争点整理が可能になります。こうしたことをできるようにするためには、訴え提起の直後の段階で完全な情報を双方が取得することが必要です。つまり、情報収集制度によって当事者に判断資料を獲得させることにより、早期の自主的な和解、真実に基づいた裁判の実現が可能になるのです。

● 日本とアメリカの情報収集制度の比較

情報収集制度という観点から日本とアメリカの民事訴訟



の比較をしてみます。アメリカには情報収集制度として、ディスカバリーがあります。当事者によって自治的に情報の開示がなされ、その違反には真実擬制や裁判所侮辱等の制裁があります。その特徴は、訴訟手続の早期に包括的に情報を収集する制度であるということです。収集対象は、証拠のみではなく、当事者の請求あるいは防御に関連する証拠を含む多様な情報です。これによって、早期に自分の立場、相手の立場、勝敗の予想が可能になります。その結果、アメリカでは事件の95%超は、ディスカバリーの段階で和解により終了しています。

これに対して、日本には、早期の包括的な情報収集制度は存在しません。文書提出命令は証拠提出のための制度であって、そのため、文書の特定が必要であり、証拠としての必要性が求められ、自己利用文書等の除外事由が定められています。情報収集制度としては、弁護士会照会制度、当事者照会、提訴前証拠収集制度がありますが、いずれも

裁判所の関与や強制力等がないため、実効的な制度ではありません。このように我が国の民事訴訟は、情報収集制度がないため、当事者に判断資料を獲得させ、早期の自主的な和解、迅速かつ適切な争点整理、真実に基づいた裁判の実現をすることができません。

●ドイツ民訴法142条の職権による文書提出命令

アメリカと比較して日本の情報収集制度の問題点を指摘すると、アメリカが特殊であるとか、日本の民訴法は大陸法系であって異なるという反論がありえます。そこで、大陸法系のドイツ民訴法における情報収集制度をご紹介します。ドイツ民訴法は2001年の法改正で、従来の文書提出命令制度に加えて、新たな文書提出義務の制度を新設しています。裁判所が、このような情報が欲しいので提出してくださいという制度です。これは訴訟の早期に行われますので、従来型の文書提出命令制度に比べると、必然的に対象は広くなります。立法理由は、裁判所に訴訟の基礎にある事実関係を早期に包括的に把握する可能性を与える、そのことによって、訴訟資料をより迅速に、重大な問題に限定することができるようにするというものです。アメリカのディスカバリーと似たような考え方です。ドイツ民訴法では139条で裁判官に実体的訴訟指揮権という裁判所が主体になって事案解明を進めていくという権限が認められており、その一環として142条の文書提出命令の制度があるのです。要件は、当事者による引用があることです。これは、どちらの当事者が引用してもよいので、裁判所による職権探知を防ぐという趣旨です。そして、証明責任を負う当事者による首尾一貫した主張がされていることが判例上、要件とされています。これはアメリカのディスカバリーの関連性要件とやや類似しており、こういう文書があるはずということを論理的に主張していなければなりません。この文書提出命令の効果として、当事者は裁判所が定めた期間内に提出の義務を負います。義務違反に直接的な強制手段はありませんが、裁判所の心証に影響を与えるので、事実上違

反はなく機能しているといわれています。このように大陸法系であるドイツ民訴法でも、当事者に判断資料を獲得させ、早期の自主的な和解、真実に基づいた裁判の実現を可能とするための訴訟の早期に実施される情報収集制度が設けられているのです。

●日本民訴法の情報収集制度の改革の方向性

魚捕りに喩えて現状の国際比較をしますと、日本は「金魚すくい」です。見えている魚しか捕れない、網が小さく、脆いので魚が逃げやすい。制裁が弱いまたは無いということです。アメリカは「地引き網」です。見えない魚も捕れる、網が大きく強い、直接の強制手段があるので魚は逃げない。これらと比較して、ドイツは「投網」です。大凡見えているところに網が掛けられる。網はアメリカよりは小さいけれども、日本よりは大きいといえます。直接的な強制手段はありませんが、裁判所の心証への影響という間接的なかたちで機能していますので、網の強度はそこそこといえます。

以上を踏まえて日本民訴法の情報収集制度の改革のポイントですが、1つ目は、「早期」かつ「包括的」な情報収集制度でなければならないということです。「早期」と「包括的」は互いにリンクしています。「早期」は争点、証拠整理の前の段階を意味しますので、その段階で文書などを特定するのは不可能であり、必然的に包括的になります。2つ目は、証拠を含む情報の収集制度とすべきということです。「早期かつ包括的」であることと対象が情報であることもリンクしています。早期なので特定の証拠に限定することはできませんし、訴訟の早期に必要なとされるのは広い範囲の情報なのです。それから、3つ目に実効性の確保をどうするか。アメリカ型の直接的な強制手段か、ドイツ型の間接的な手段か、今後の議論で、いろいろな選択肢が検討されるべきでしょう。

*この記事は、講演会の内容を要約し、三木浩一教授に内容を御確認いただいたうえで掲載するものです。

「民法(相続関連)改正講演会～法制審民法・不動産登記法部会の検討課題もふまえて～」実施報告

法制委員会 副委員長 横山 宗祐 (57 期)
副委員長 稲村 晃伸 (60 期)



2020 年 2 月 13 日、弁護士会館 2 階講堂クレオにて、京都大学大学院法学研究科の潮見佳男教授による、掲題の会員対象講演会が開催された。出席者は 254 名。

について無償で使用収益することができる配偶者居住権（民法 1028 条以下）の要件・効果につき詳細な解説がなされたが、中でも印象深かったのは、配偶者居住権をめぐる税務の問題だ。

配偶者居住権は、生存配偶者がより多くの生活資金を相続できるように居住建物の所有権よりも低く評価されるのだが、一部の士業により、配偶者居住権には節税効果があると説かれているという。すなわち、配偶者居住権を相続した配偶者には配偶者控除が適用される一方で、配偶者居住権の負担のある居住建物所有権を相続した他の相続人の遺産の評価は下がり、さらに配偶者が死亡しても配偶者居住権が民法の規定によって消滅するだけで、その価値が相続を原因として移転するわけではないから、相続税は課せられず節税になるという説明だ。確かにそのような節税効果が生じる場面もあるだろうが、他方で、国税の担当官によれば、配偶者居住権が存続期間の途中で合意解除されたり、配偶者居住権が放棄されたりすると、当初設定した存続期間は途中で変更することができないため、配偶者居住権の消滅により、期間満了前に使用収益権が居住建物所有者に移転し、居住建物所有者に贈与税が課税されることになるという。安易な配偶者居住権の設定を戒めるもので、注意が必要だろう。

また、潮見教授からは、配偶者居住権をよりよく理解するには、賃貸借等、他の類似の制度との比較が有益だというアドバイスがあった。配偶者居住権は賃借権と異なり、相続人全員の承諾があっても譲渡はできないこと（民法 1032 条 2 項）、居住建物を返還する際には、通常損耗を

I はじめに

潮見教授のレジュメは「相続制度が、基本的な枠組み（パラダイム）において変容しつつある！」という衝撃的な書き出しから始まる。すなわち、相続法は近年、我妻・中川（善）時代からのスキームから脱却し、財産法に対する知識も要求されるようになり、ますます複雑化しているとのことである。もっとも、そこでぐっと身構える我々に対し、潮見教授は、講演の冒頭で紹介された松尾芭蕉の「高く心を悟りて俗に帰る」（高度な内容を理解し、わかりやすく一般の人に返すという意）の言葉どおり、複雑な改正相続法を、ユーモアを交えてわかりやすく講義されたのだった。

II 相続法改正—配偶者居住権を中心に

講演の前半では、主に「配偶者居住権」が取り上げられた。配偶者が被相続人の財産に属した居住建物の全部

原状回復の対象から外した民法621条が準用されていること（民法1035条2項）等、賃貸借との異同や準用規定を押さえるのがよいという。

配偶者居住権を設定しても、生存配偶者が急に老人ホームに入ったり、居住建物で同居する親族との仲が悪くなったりする等、当初予期しなかったトラブルが生じることがある。弁護士には、配偶者居住権に関する法的知識を理解しつつ、法的な観点から、配偶者居住権以外の様々なメニューも含め、的確なアドバイスすることが求められていることを改めて実感した。



Ⅲ 民法・不動産登記法改正「中間試案」と相続法制

法制審民法・不動産登記法部会（以下、「部会」という）が今年1月に中間試案を公表し、本講演の時点においてパブリックコメントが実施されていた。今回の講演は、部会の委員でもおられる潮見教授から「中間試案」のうち相続法制に関する論点を中心に説明いただくとともに、立法過程における懸念や対案についても紹介いただくという貴重な機会であった。すなわち、「中間試案」で提案されている論点のうち、①相続財産管理制度の見直し、②遺産の管理と遺産分割、および③相続の発生を不動産登記に反映させる仕組みの提案内容と懸念事項を横断的に講義されたのだった。このうち、中でも印象深かったのは、遺産分割の期間制限ないし具体的相続分の主張制限についてだ。

現行法上、遺産分割の実施期間は制限されていない。これが今回の「中間試案」では、相続登記未了の発生原因であるとして遺産分割の期間制限が提案された。この期間制限の提案に加え、相続開始時から一定期間が経過すると具体的相続分（特別受益や寄与分）の主張ができないとの案も示された。そして、この主張制限が認められた場合の具体的な手続につき、原則は遺産分割手続、例外は共有物分割手続によるという案、および共有物分割手続に限ら

れるという案が示された。さらに、中間試案では、具体的相続分の主張制限を設けることなく、相続開始から一定期間が経過すると、遺産に属する不動産についてのみ遺産共有関係を解消するとの提案も示された。最後の案は、潮見教授が本講演を通じて提唱された相続法における財産法との交錯ないし顕れではないかと感じた。

遺産分割の期間制限、ないし具体的相続分の主張制限についての提案が法制度化されたならば、相続法制に与える影響はかなり大きいものとなる。潮見教授の講演を聞きながら、今、自分が携わっている事件を具体例にしながら、相続の新規相談が来た場合、どのようにアドバイスすることが最善となるのか、キチンと的確なアドバイスをすることができるのか、自問自答してみた。

Ⅳ まとめに代えて

今回の潮見教授の講演会は、パブリックコメント中に開催されたこともあり、一人一人の弁護士も、法改正の経緯・議論の内容に着目し、実務家としてしかるべき意見を述べるべきではないかと考えた。また、施行から間もない法律の適用場面でも、具体的な相談に際し事案に即した解釈論を工夫することによって適切なアドバイスをなすのは弁護士であるとのエールを送っていただいたと感じた。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第84回 東京地判平成29年8月25日(グレースウィット事件)

(労判1210号77頁/判タ1461号216頁)

出向手当の固定残業代性を否定した例

労働法制特別委員会幹事 松永 成高 (66期)



第1 事案の概要

1 本件は、原告らX1～X4が、被告Yに対し、雇用契約に基づき、未払賃金（並びに割増賃金に対する付加金並びに賃金及び付加金に対する各遅延損害金）の支払を求める事案である。

紙幅の都合上、本記事では、原告らの請求のうちX2による残業代（法定内所定外労働に係る賃金と法定外労働に係る賃金及び割増賃金の双方を含む。以下同じ）の請求のみを取り扱う。

2 Yは、IT人材派遣等の情報技術に関する事業を目的とする会社である。

X2は、平成26年9月にYに雇い入れられ、平成27年1月に退職するまでYの業務に従事した。

3 X2とYとの間の雇用契約では、基本給を15万円（月額。以下同様）、出向手当を3万円などとする旨が定められていた。

訴訟では、出向手当を固定残業代として支給する旨の記載を含むYの就業規則が証拠として提出された。この就業規則には、「就業規則の内容について会社の通知と説明を受け、理解した上で了承した」旨の記載の下にX2らの署名押印がある書面が添付されている。

第2 主な争点

出向手当が固定残業代の性質を有するか

第3 裁判所の判断（要旨）

1 労働契約又は就業規則の定めにより手当が固定残業代であると認められるための要件

(1) 「被告は、出向手当は固定残業代であると主張するところ、このような手当が固定残業代であると認められるためには、労働契約において、出向手当が固定残業代であると定められて、残業代ないし割増賃金の性質を有し、かつ、その他の賃

金（通常の労働時間の賃金など）と明確に区別されていることで、固定残業代によらない労働契約、労働基準法37条等に基づく通常の計算方法による残業代ないし割増賃金の金額と比較することが可能であることを要すると解する。」

(2) 「労働契約で用いられている用語につき、就業規則が一般に理解される意味とは異なる特別の意味で用いている〔場合であっても〕、労働契約締結以前にその就業規則も示して、就業規則の内容が労働契約そのものとなり、労働契約の用語を就業規則での特別の意味で用いることが労働契約に取り込まれたといえる〔中略〕場合に当たらない限り、労働契約法7条但書の趣旨に従い、その労働契約はやはり一般に理解される意味で解釈されるべきである（就業規則の最低基準効に抵触する場合は除く。）」

(3) 「いったん雇用契約書〔中略〕の内容で労働契約が成立している以上、出向手当を固定残業代とすることは、従前、基本給及び出向手当から構成されていた所定労働時間の賃金を基本給のみに切り下げる労働条件の不利益変更にあたるから、その賃金減額が有効となるためには、原告X2の同意があり、かつ、その同意が原告X2の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在すること（労働契約法8条、最判平成28年2月19日民集70巻2号123頁参照）、又は従前の労働条件を変更する就業規則を労働者に周知し、かつ、その労働条件変更が合理的なものであること（同法10条参照）のいずれかを要する」。

2 X2に支払われた出向手当が固定残業代の性質を有するか

(1) 「「出向手当」という名称は、一般に出向先での作業の難度、移動の負担等に由来する手当と、「基本報酬」という名称は、一般に所定労働時間内の勤務に対する報酬で、時間外労働等の特別

な勤務に基づく報酬を含まないものとそれぞれ理解でき、固定残業代を指すとは理解できない。」

(2) 「原告X2と被告との間の雇用契約書〔中略〕には残業代は「就業規則に従い、精算とする」との規定もあるが、この規定も残業代を出向手当とは別途精算する契約内容を前提としたものであるから、上記規定は出向手当の性質を就業規則で無制約に定めることを許したものではなく、労働契約と矛盾しない限度で残業代の計算方法を定めることを就業規則に委ねたものに過ぎないと解すべきである。就業規則でこの限度を超えた定めを置いて、労働契約に優先する効力を有するものではない。」

(3) 「就業規則の内容に加え、不利益変更の内容、その理由等に関する適切な説明や協議がされて、原告X2が労働条件の不利益変更が生じることを正確に理解した上で、署名押印したことを示すなど、合理的な理由の客観的な存在を認めるに足りる確な証拠はない。サインリストには、「私どもが会社の最新就業規則の内容について、会社の通知と説明を十分に受け、理解した上で了承しました。」との不働文字による記載があるが、これのみでは合理的な理由の客観的な存在を認めるには足りない。」

「被告が就業規則の内容を労働者がいつでも知ることができるよう周知していたとは認めるに足りない。」

(4) 「以上によれば、労働契約と就業規則の優劣、労働条件変更の要件、就業規則の周知、いずれの見地からも原告X2と被告との労働契約において、出向手当が固定残業代の性質を有するというに足る労働契約上の根拠があるということとはできない。」

最高裁の判決が相次いでいる（テックジャパン事件判決・最判H24.3.8集民240-121、国際自動車事件判決・最判H29.2.28裁判所時報1671-5、康心会事件判決・最判H29.7.7判タ1442-42、日本ケミカル事件判決・H30.7.19判タ1459-30）。

最高裁は、特定の手当が残業代の性質を有するためにはいわゆる明確区分性の要件（通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができること）を満たす必要がある旨を繰り返し判示しているが、その他の要件についての最高裁の考えは、なお判然としない。

2 下級審の裁判例には「実質的に見て、当該手当が時間外労働の対価としての性格を有していること」を固定残業代性の有効要件とするものがあり（イーライフ事件・東京地判H25.2.28労判1074-47、アクティリンク事件・東京地判H24.8.28労判1058-5）、「雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべき」と判示した上記日本ケミカル事件判決は、「実質的対価性」を有効要件として挙げたものと読むことも不可能ではない。

もっとも、同判決は、特定の手当を残業代として支払う旨の形式的な合意の存否を問題とするに当たり、手当の額と実際の時間外労働等の状況の乖離の程度に着目し、合意の内容を回顧的に検証しているにすぎないと見ることもできる。このように考えた場合、上記判示は一般的な意思表示の解釈手法の域を出るものでなく、同判決は単なる事例判決ということになる。

3 現時点では、特定の手当を固定残業代として支払う旨が形式的に合意されさえすれば、明確区分性のみが原則的な有効要件であり、この合意は、種々の事情の総合考慮により例外的にのみ無効とされ得ると考えることになろう。

第4 検討

1 近年、固定残業代性の有効性について判断した

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

56期(2002/平成14年)

改めて感謝



会員 東城 輝夫 (56期)

司法研修所生活で真っ先に思い出すのは司法研修所の図書館である。

受験生時代は基本書中心に勉強をし、第一線の学者たちが法律を通して社会をより良いものにしようとする気概のようなものを感じていた。

司法研修所の図書館で、そういった基本書をはじめとして数多の専門書に囲まれ、未熟ながらも懸命に事案の検討をした時間は幸せであった。最高の環境で勉強させて貰えていること、法曹として社会の一員を担う責任を付託されていることを理解した。そのときの気持ちをずっと忘れないようにしなければならない。

研修所教官たちの思い出を一つだけ。刑事の模擬裁判のとき、自らの主張の根拠として裁判例を引用したが、その際、基本書などの抜粋のみを確認し、裁判例集を確認していなかった。普段は温厚な刑裁教官がとても陰い顔で「実務家として失格である」と言われ、自分の法律を取り扱う姿勢の浅はかさを恥じた。

実務修習は、私は福島地家裁本庁に配属された。それまで縁のない土地であったが、実務修習中に結婚したこともあって、福島修習の1年間はとても思い出深い。私も妻も東京都出身で、自然豊かな土地で生活する経験はなかった。福島県の美しい自然、雪、美味しい食べ物、日本酒など、すっかりと福島の地に魅了された。

福島市にはフルーツラインという果樹園が広がる一帯があるが、4月から5月にかけてその果樹が一斉に花を咲かせる。その果樹の花の遠くには雪を抱いた山の景色が広がり、それはそれはとても見事で清々しい気持ちになる景色である。

検察官志望だったこともあり、検察実務修習は自然と熱が入っていたと思う。数名共犯の傷害事件で、各修習生が被疑者一人ずつを担当することがあり、供述の分析や資料の作成などで毎日夜遅く、ときには12時近くまで担当検察官が指導をしてくださった。さすがに担当検察官から「丁寧だけれどその仕事のスピードでは実務で通用しないぞ」と注意されたが、実務に出たら確かにそのとおりであった。

弁護修習でよく覚えているのは、刑事事件の証人尋問中、検察官が異議を繰り返していたら、指導弁護士が「そんなことで一々異議を出すな」と検察官を一喝したことである。検察官も三席検事で厳しい方であったが、心なしかその後はあまり異議を出さなかったように記憶している。指導弁護士の尋問の適否はともかく、普段はとても温厚で、声を荒げるような方ではなかったので、人の一生を左右する事件を背負う覚悟のようなものを感じた。

修習後は検察官に任官したものの数年して退官した。今は東京弁護士会でお世話になっているが、退官当初は福島県弁護士会に弁護士登録して8年近くお世話になった。実務修習でいただいた御縁によって生かしていただいたと深く感謝している。

修習時代を振り返ってみて改めて、お世話になった先輩方、書記官や事務官や修習同期、家族やその他修習生活を支えてくれた様々な方たち、実務修習地であった福島県の自然や風土が、いま自分が曲がりなりにも法曹として生業を立て、少しでも人のお役に立つことができている原点であることに思い至る。

この記事を書くにあたって、そのことを再確認した。

理想の弁護士像

会員 鈴木 恭平

3月の半ば、翌朝の期日のために札幌を訪れた。豊水すすきの駅近くのビジネスホテルに宿泊したが、新型コロナウイルスの影響からか、深夜になると、換気のために開けた窓から人の声は聞こえなかった。

弁護士になり、1年3か月が経過した。この間に、大学院でともに勉強した友人は三度目の司法試験に挑戦し、別の友人は弁護士になることを諦めて企業に就職した。友人たちが人生の岐路に立って葛藤するなかで、私も本当にたくさんの経験をしたが、正直なところ、そういった「人生的」な葛藤はあまりなかったように思う。目の前にいる依頼者の最善を考えることで精一杯だったのだと思うが、札幌の静けさに当てられたのか、ふと考えてしまった。

私は、19歳の夏に、弁護士になることを決めた。弁護士になると決めた日、友人を呼び出して弁護士になると宣言したときのことは、いまでも鮮明に覚えている。ところが、そのとき思い描いていた弁護士像となると、途端に曖昧になる。おそらく、漠然とした格好良さに惹かれていたに過ぎなかったのだろうと思う。

それから大学に入学し、大学院を経て弁護士になるまで、多くの弁護士と出会ったが、私が変わらず弁護士に惹かれ続けたのは、出会った弁護士のそれぞれに、19歳のときに抱いた格好良さを感じていたからだろうと思う。ちなみに、当時出会った弁護士の印象の共通項は、①疲れている、②白髪が多い、③やたら熱い、というもので、私も相当な変わり者だったと思う。

いま、どのような弁護士になりたいか、と聞かれると、扱いたい法分野や理想的な依頼者との関係性は話すことができて、正面から理想の弁護士像について話すことは難しいように感じる。たとえば、依頼者から受ける報酬以上の仕事をする弁護士でありたいと考えているし、高層ビル弁護士*でありたいとも考える。私は欲張りなので、報酬以上の仕事をしながら、高層ビル弁護士でありたいとさえ考えている。しかし、どうもしっくりこない。

そんなことを考えていると、ひとつの仮説を思いついた。それは、私がいま、まさに理想とする弁護士になっているのではないかというものだった。理想とする弁護士になっているから、理想の弁護士像が曖昧になるという極めて安直な発想だが、意外と違和感がない。もちろん、自分の力不足に悔しさを感じるなど毎日のようにあるし、高層ビル弁護士とはほど遠い生活を送っている。しかも、弁護士は朝遅いなどと言われながら深夜土日関係なく仕事は来るし、まったく割に合わない。ところが、受けた仕事には全力を尽くしてしまうし、厳しい場面でも必死に食い下がる。むしろ厳しい場面であるほど、依頼者のために、という思いが強くなる。

そういえば、事務所に入所して半年ほど経ったころから、弁護士やスタッフに、フレッシュさが無くなった、気を抜いたときに目が死んでいる、白髪が多い(!)などと言われることが多くなった。なにも本人に言わなくてもよいのでは、と思うけれど、いつの間にか、19歳のときに思い描いた理想の弁護士になっていたのかもしれない。

*高層ビル弁護士とは、輝く金色のバッジを付けて、高収入で高層ビルに入居し、キラキラした生活を送る弁護士をいう(菅原草子「光と影を見た1年」LIBRA Vol.20 No.1-2 2020/1-2・47頁参照)。

『ズートピア』

2016 年／アメリカ／バイロン・ハワード、リッチ・ムーア監督作品

動物たちが教えてくれる人権

会員 吉永 寛子 (62 期)

独身の頃は、よく 1 人でローカル映画館に 2 本立て映画を観に行った（ケチなので）。2 本立てだと意外な作品にも出会えて、自分の人間性が上がっていく錯覚に酔えた。メジャーどころは殆ど観ないくせに「趣味は映画鑑賞です」などと嘯いていたものだ。

ところが、2 人の子の母親になった今となっては、映画といえば TV 放映のジブリかディズニーであり、録画して 1 日に 3 回同じ作品を観させられることもある。

もっとも、名高いジブリやディズニーだけあって、大人にも十分見応えがあり、夢中にさせ、けっこう考えさせられたりする。アニメといえども、いやアニメだからこそ表現できる世界観、子どもでも楽しめるストーリーで、世の中の深い所をチクリと刺してくる。

そんなわけで今回ご紹介させて頂くのは、お子様たち大好きなカワイイ動物が繰り広げるディズニーの「ズートピア」である。あらすじはこうだ。

【全動物が進化して人間のように言葉を話し、職業をもち、文化的に生活する世界。そこにはズートピアという大都市があり、皆が平等で、誰もが努力すれば何にでもなれる、夢が叶う街であるという。そんな憧れのズートピアにやってきたウサギのジュディ。彼女は、今まで「小さく非力なウサギになるなんてあり得ない」とされていた警察官の養成学校をトップの成績で卒業し、エリートの課に配属された。しかしながら、彼女に回される仕事は駐車違反の取締ばかり。燦る彼女はある日キツネのニックと出会う。ニックは、小さな頃からキツネというだけで悪者呼ばわりされ、

大人になってからは詐欺師として生きていた。とある事件の捜査に名乗りを上げ、48 時間以内に成果を出さなければクビと上司に言われたジュディは、ニックとともに命運を賭けた捜査活動を開始する。】（やがて 2 人は恋に落ち…は、無いです。）

動物が「進化」して人間化というのが欧米だなあと思ったり、ご都合主義なきらいはあるが、そんなことよりこの作品が『差別』『スティグマ』を徹底的にテーマにしていることに、初見で驚いた。上記の通りウサギは可愛いだけでタフな仕事は無理、キツネは狡くて信用できない、という他にも多数散りばめられている。そして鑑賞後は、差別はやめ、多様性を尊重し 1 人 1 人の個性や能力を大切にしよう、スティグマで夢や機会を奪ってはならない、という想いが自然と湧き起こってくる。まさに、個人の尊厳（憲法 13 条）という人権の大原則を突きつけてくる内容だ。動物たちに、人権の基本のキを教わるのだ。

欺瞞に満ち、様々な社会問題を抱えた現実とは思ったようにはいかない。しかし、自分やお互いを知り、認め合うことで、理想郷「ズートピア」を作っているという最後のジュディのスピーチは、世の全ての施政者が心に留めおく必要があるのではないかと浸る時間を、うちの 5 歳児と 2 歳児はなかなか与えてくれないが、きっと彼らにも刻まれていることだろう。疲れた頭を癒すのに 1 人でビール片手に観るもよし、家族全員で観るもよし、そして道徳の授業で子どもたちに観て欲しいと思える極上のエンターテインメント作品である。ぜひ皆様もご鑑賞下さい。



弁護士にとっての「YouTube」活用の可能性

会員 関田 真也 (71期)

通信速度の高速化に伴い、人々の情報収集ツールがテキストから動画に移りつつあります。私は、弁護士登録以前に経済誌で記者・編集者をしており、テキストのコンテンツを作り出すことに腐心する日々を送ってきましたが、最近の状況をみると、人々の可処分時間がより情報濃度の高い動画に費やされていくことは確実と感じています。一方、法曹の世界においては、動画(YouTube)を使いこなして情報発信している人はまだ多くありません。

皆さんの中には、「YouTubeなんて、喜んで見ているのは子どもだけ」というイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか(私も以前はそう思っていました)。しかし、最近ではエンタメだけでなく、ビジネスで役に立つ大人を対象としたコンテンツが明らかに増えています。

例えば、士業では大河内薫先生の「税理士大河内薫の税金チャンネル」がとても勉強になります。個人事業主なら誰もが気になる経費性のことから、「持ち家か、賃貸か?」という税務とは少し切り口を変えたテーマまで、専門家の視点から分かりやすく語られています。また、他業種では、プログラミングスクール『TECH CAMP』を運営する株式会社div 代表取締役の真子



就有さんのチャンネル、「マコなり社長」の完成度が高いと感じます。こちらは若手ビジネスパーソン向けに「明日から使える、仕事に役立つアクションプラン」を紹介しているのですが、IPOを目指し組織を作ってきた起業家としての言葉に説得力があります。

動画を見続けていると、2つのチャンネルに共通する特徴があることに気づきました。1つ目は、シンプルかつ構造的に話しつつ、適宜テロップや図表をつけていること。2つ目は、尺は長くても15分程度に抑える「情報凝縮」スタイルであることです(実際に収録している時間は3~4倍程度と思われますが、不要な間を徹底的に編集でカットしています)。セミナー等をそのまま無編集で流すのとは異なり、計算し尽くされた構成と編集によって、視聴者の意識を引き続けることができるため、「短時間で1冊の本を読了したような体験」を提供しているのです。

動物は「動くものを目で追いかける」本能があり、私たち人間もその例外ではありません。表情や声、身振りに加え、図表やテロップを活かせる動画なら、テキスト以上の没入感を生み出すことができます。実際、ある現役のメディア関係者の方からは、「テキストだけでも記事をきちんと読んでくれる人は、世の中の10%程度という感覚」という声も聞きました。法律のコンテンツは専門性の高さゆえ、このハードルはさらに上がることは明らかで、だからこそ動画コンテンツには大きな可能性があると思います。

かつては「弁護士がネットに文章を上げるなんて……」と眉を顰められた時代もあったはずですが、今ではブログ等で発信している方は数え切れないほどいらっしゃると思います。同じように、誰もが動画で法律について語ることが当たり前になる日が来ることも、そう遠くないのかもしれないかもしれません。

菊池事件国賠訴訟判決確定を受けての会長声明

1 本年2月26日、熊本地方裁判所において、いわゆる菊池事件国賠訴訟の判決が言い渡され、原告らが控訴しなかったことにより、同判決が確定した。

菊池事件国賠訴訟とは、ハンセン病病歴者である6人の原告らが、昭和27年に熊本県菊池郡（当時）で発生した殺人事件（いわゆる菊池事件）に関し、同事件の被告人がハンセン病患者であることを理由にハンセン病療養所等の施設内に設置された「特別法廷」で非公開の審理が行われて死刑が言い渡されたことについて、憲法に違反する手続きによって、しかもえん罪で死刑にされたにもかかわらず、検察官が再審請求をしないのはハンセン病病歴者に対する被害回復義務を怠ったものであるとして、国家賠償を求めたものである。

2 本判決は、原告らの請求を棄却する一方、特別法廷で行われた審理が憲法第14条1項の平等原則に違反し、また開廷場所指定及び審理を総体として見ると、ハンセン病に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したものと憲法第13条にも違反し、裁判公開原則を定めた憲法第37条1項及び82条1項に違反する疑いがあるとした。

原告らは、国家賠償請求が認められなかったことは不服としながらも、特別法廷が違憲であるとする初の司法判断を尊重して控訴を断念し、違憲判決が確定したものである。

3 ハンセン病病歴者に対する隔離政策が誤りであったことは、平成13年に熊本地裁が国の隔離政策が違法であったと認めて以降、すでに社会の共通認識であると言ってよい。

そして、ハンセン病患者らを裁いた特別法廷については、最高裁判所が独自に調査を行い、平成28年4月25日に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表した。その中で、遅くとも昭和35年以降には、裁判所法69条2項に違反するものとなっていたと認めていた。

今回の判決は、最高裁が認めた昭和35年より前の昭和27年に行われた菊池事件の審理が、単に裁判所法69条2項に違反するのみならず、違憲であったということを、かつて菊池事件を裁いた当の熊本地裁が認定したものであって、画期的と言える。

4 しかし、特別法廷で行われた菊池事件の刑事裁判は、手続きが憲法に違反するというのみならず、誤判であった可能性があり、その点への踏み込みが足りなかった点は残念である。

本判決は、再審事由としての「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の有無については、再審請求審において審理・判断されるべき事柄であるから「民事訴訟において先行して判断することは相当でない」として判断を避けたために、菊池事件の犯人とされた被告人の雪辱は果たされていない。

5 菊池事件の被告人は、自らに掛けられた嫌疑を全面的に否認していたものの、裁判所は有罪と認定して死刑が確定し、昭和37年9月14日に死刑が執行された。

被告人が犯人視されたこと自体に、当時のハンセン病患者に対する差別・偏見があったのではないかと疑念が残る。菊池事件の刑事法廷では、被告人以外の関係者が予防衣を着用し、ゴム手袋をはめ、箸で証拠物を扱うなど、本判決が「当時のハンセン病に関する科学的知見に照らせば合理性を欠く差別だ」と指摘するような事実もあった。そのような差別・偏見が、殺人事件についての事実認定を歪めた可能性は否定できない。

にもかかわらず、死刑が執行されてしまった今、本人が再審請求をすることはできない。残された親族は、いまだに偏見・差別をおそれて再審請求をすることが困難な現実がある。したがって、公益の代表者たるべき検察官が再審請求をしなければ、被告人の雪辱は永遠に果たせない。

検察官は、有罪に固執することがその使命ではなく、公益の代表者として正義を実現する職責を有している。したがって、特別法廷が憲法違反であったからには、正しい判断を求めて、再審請求をすべきである。

「過ちを改むるに憚ることなかれ。」検察官が正義を実現することを期待する。

6 そして私たち弁護士も、司法の一翼を担う者として、今回の判決を、自戒を込めて受け止めたい。

なぜなら、特別法廷の開廷に異議を述べなかったという点では、一審の弁護人もハンセン病患者に対する差別・偏見に与する結果となってしまったと言わざるを得ない。また、本判決は弁護人について、被告人が無実を訴えているにもかかわらず検察官の請求した証拠の取り調べに同意したこと、被告人に有利な証拠調べを請求しなかったことなど、「被告人の利益のための実質的な弁護」を行って「誠実義務に違反している」と指摘している。

私たちは、人権問題に敏感に、差別や偏見と闘って、少数者の人権保障を果たす司法の一翼を、時代を超えて担い続けたい。そのために、刑事弁護人の力量を高めることも弁護士会に課せられた使命であると肝に銘じる。

7 死刑が執行されてしまった以上、後に冤罪が判明しても取り返しがつかない。

当会は、去る3月2日に、総会を開いて「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」をする準備をしていた。新型コロナウイルス感染拡大の折から、「三密」になる総会の開催を延期せざるを得なかったが、改めて、究極の人権問題である死刑制度について、考えていきたい。

2020(令和2)年3月30日
東京弁護士会会長 篠塚 力

揺さぶられっ子症候群無罪判決を受け、私的鑑定費用を国費で負担する制度の実現を求める会長声明

本年2月7日、当会会員が国選弁護人を務めた傷害致死事件において、裁判員裁判の結果、無罪判決が言い渡された。

同事件は、児童虐待の一つの態様である「揺さぶられっ子（揺さぶり）症候群（Shaken Baby Syndrome=SBS）」が疑われた事件において、事故の可能性が否定できないとされたものである。

揺さぶられっ子症候群という虐待の態様があることが知られるようになり、それまで事故死と判断されていた子どもの死亡事案が虐待と判断される例が増えた。

世の中から、児童虐待はなくす必要があり、医療現場や児童福祉の現場においては、それを見逃さないような医学的知見及び福祉的介入が求められるのは当然である。

しかし一方で、えん罪による処罰があってはならない。児童虐待が疑われる事案であっても、「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の鉄則は決してゆるがせにしてはならない。

私たちの社会は、えん罪を防ぎつつ、虐待の被害者を出さない法制度とその運用に英知を結集しなければならない。

ところで、本件では、検察側が有罪を立証するために検察側の主張を裏付ける証人を多数立てたのに対して、弁護側が2名の専門家証人を立てて反証を試みたことが奏功したと見られる。その意味で、弁護側立証に有効な証人を得られたことが判決の帰趨を分けたと言って良い。

ところが、日本の国選弁護制度の仕組みの中で、国選弁護人が専門家証人を依頼する際の報酬や実費等の費用は、国費から支出されない。これでは、検察官が、潤沢な資金から自らの主張を裏付けるに必要な証人を組織を挙げて確保し、証言を

求めることと比較して、弁護人には「武器なくして戦え」と言うに等しい。

そのため、当会では、当会会員が国選弁護人として、専門家に弁護側（私的）鑑定を依頼したり公判廷に出廷しての証言を依頼したりするのに必要な費用を賄うことができるよう、補助金を支出している。その財源は、当会会員の会費で賄われている人権救済基金である。

本件の弁護人にも、去る1月29日の常議員会決議を経て、専門家証人の報酬に充てるための費用を援助している。

しかし、本来、国選弁護人が活動するに必要な金額は、国費から支出されるべきである。

これまで日本弁護士連合会は、国選弁護業務を担う日本司法支援センターやその監督官庁である法務省と、国選弁護事件において私的鑑定費用等を国費で賄うよう求め続けてきたが、受け容れられていない。

したがって、現状では、弁護士会独自の援助金の仕組みがなければ、国選弁護人が自らの報酬から（熱心に活動すれば、国選弁護報酬は最低賃金にも満たない額のこともある）自腹を切る必要がある。これは不健全なことである。

「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の鉄則を全うするためには、国選弁護人が、費用が支出できないがために必要な立証活動を断念することがないようにしなければならず、それは憲法が保障する弁護人依頼権の一端と云えることから、早急に国の制度的な手当てがされることを望む。

2020(令和2)年3月31日
東京弁護士会会長 篠塚 力

法律学

『正義論の現代的展開』朝日大学法制研究所

外国法

『表現・集団・国家 カール・シュミットの映画検閲論をめぐる一考察』阿部和文／信山社
『韓国刑法総論』金日秀／成文堂
『アメリカ電子メディア法の理念』佐々木秀智／信山社出版

憲法

『憲法問題研究会メモワール 1958年～1976年（昭和33年～昭和51年）下』池田政章／信山社出版

警察法

『警察行政法解説 全訂 第2版補訂版』田村正博／東京法令出版

民法

『性法・大学・民法学 ポスト司法制度改革の民法学』大村敦志／有斐閣
『Q&A 各種法人の事業承継の実務 社団・財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人』東京弁護士会親和全期会／新日本法規出版
『裁判官が説く民事裁判実務の重要論点 非典型担保編』加藤新太郎／第一法規
『実務解説改正債権法附則』中込一洋／弘文堂
『実務解説改正債権法 第2版』日本弁護士連合会／弘文堂
『改正民法対応各種契約書見直しのポイント』堂島法律事務所／新日本法規出版
『相続の限定承認 法務・税務・登記』雨宮則夫／新日本法規出版
『住宅と借地制度 契約終了時の利益調整』大野武／敬文堂
『信託法理の展開と法主体 会社法・民事訴訟法・倒産法との交錯』岡伸浩／有斐閣
『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』トラスト未来フォーラム

会社法

『中国現地法人の利益拡大のための内部統制』加納尚／税務経理協会
『内部統制の統合的フレームワーク 新装版 フレームワーク篇』日本内部統制研究学会／日本公認会計士協会
『内部統制の統合的フレームワーク 新装版 ツール篇』日本内部統制研究学会／日本公認

会計士協会

『内部統制の統合的フレームワーク 新装版 外部財務報告篇』日本内部統制研究学会／日本公認会計士協会
『株主総会想定問答集 2020年版』河村貢／商事法務
『招集通知・議案の記載事例 2020年版』プロネクサス／商事法務
『株式報酬の会計実務 日本基準とIFRSの論点詳解』あずさ監査法人／中央経済社

刑法

『司法・犯罪心理学入門 捜査場面を踏まえた理論と実務』桐生正幸／福村出版
『刑事政策学』武内謙治／日本評論社
『密輸入の動向 白い粉・黒い武器レポート 令和2年版』財務省関税局調査課

司法制度・司法行政

『法を使う・紛争文化』松本尚子／国際書院
『一粒の麦死して 弁護士・森長英三郎の「大逆事件」』田中伸尚／岩波書店
『創意 事実と道理に即して 刑事弁護六〇年余』石川元也／刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター
『非弁提携弁護士に陥らないために 改訂版』日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部／日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部
『非弁行為に関する判例集成 第2版』日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部／日本弁護士連合会業際・非弁・非弁提携問題等対策本部

訴訟手続法

『大阪弁護士会と大阪地方裁判所各部との懇談会 懇談会報告集 平成30年度』大阪弁護士会／大阪弁護士会
『民事訴訟第一審手続の解説 第4版 事件記録に基づいて』法曹会
『民事判決起案の手引 10訂 補訂版』司法研修所／法曹会
『要件事実民法 第4補訂版 親族 7』大江忠／第一法規
『改正民事執行法における新たな運用と実務 債務者財産の開示・情報取得手続と子の引渡しの強制執行を中心に』家庭の法と裁判研究会／日本加除出版
『民事執行法及びハーグ条約実施法等改正のポイントと実務への影響』山川一陽／日本加除出版

交通法

『レポート海難審判 令和元年版』海難審判所

労働法

『入門図解職場のハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ）の法律と対策 事業者必携』三修社
『ハラスメント事件の弁護士実務 法律相談時の留意点と裁判例にみるハラスメント該当性』東京弁護士会法曹大同会／第一法規
『図解パワハラ防止対策法制対応ガイド 体制整備は会社の義務です！』江上千恵子／第一法規
『同一労働同一賃金の基本と実務』石寄信憲／中央経済社

医事法

『医療訴訟の実務 第2版』高橋譲／商事法務

教育法

『教育と法の狭間で 法的アドバイスをもとした実際の生徒指導事例 60』梅澤秀監／学事出版

国際法

『はじめての英文契約書 改訂版 最新文例ですくわかる』山田勝重／KADOKAWA
『外国人介護労働者の受入れと課題』姜美香／晃洋書房

医学書

『臨床家のための口腔粘膜疾患Check Point』神部芳則／医歯薬出版
『口腔科学 新装版』飯田順一郎／朝倉書店
『迷わず打てる関節注射・神経ブロック』後藤英之／羊土社
『緊急産科手術の麻酔に備える 改訂第2版』奥富俊之／克誠堂出版
『これから始める心臓カテーテル検査 改訂第2版』矢嶋純二／メジカルビュー社
『新臨床静脈学』日本静脈学会／メジカルビュー社
『これから始めるPCI 改訂第2版』及川裕二／メジカルビュー社
『科学的根拠に基づくエナメル上皮腫の診療ガイドライン 2015年度版』日本口腔腫瘍学会／学術社

その他

『専門図書館探訪 あなたの「知りたい」に応えるガイドブック』青柳英治／勉誠出版

*「東弁・二弁合同図書館 新着図書案内」は今回をもって掲載を終了します。新着図書情報は、合同図書館のウェブサイト <http://www.godolib.jp/> からご覧ください。なお、ご利用にはログイン（ユーザ名とパスワードの入力）が必要です。

どこから読みますか



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou